

斜里町環境報告 2021

2022 年(R4)12 月

斜里町 総務部 環境課

斜里町環境報告2021 目次

はじめに

第1章 環境基本計画

1－1 環境基本計画の概要	
1－1－1 計画の目的	1
1－1－2 計画の位置づけ	1
1－1－3 計画の視点と対象範囲	1
1－1－4 計画期間	2
1－2 計画の進行状況	
1－2－1 計画一覧	2
1－2－2 計画に基づく事業実施状況	3
基本目標1 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造	
基本施策1－1 自然環境の保全と適正利用の推進	3
基本施策1－2 野生生物の保護管理と外来種対策の推進	16
基本目標2 地球温暖化防止に取り組む低炭素社会の創造	
基本施策2－1 再生可能エネルギーの導入促進	22
基本施策2－2 省エネルギーの推進	24
基本目標3 ごみの減量化・資源化に取り組む循環型社会の創造	
基本施策3－1 ごみの減量化、資源化の推進	28
基本施策3－2 適切なごみ処理の推進	29
基本目標4 安心な生活環境に恵まれた心豊かな快適社会の創造	
基本施策4－1 大気・水環境の保全	32
基本施策4－2 快適な生活環境の保全	38
基本目標5 みんなで環境の保全・創造に取り組むまちづくり	
基本施策5－1 環境を守り育む人づくりの推進	42
1－2－3 施策成果指標実施状況	47

第2章 地球温暖化防止実行計画

2－1 地球温暖化防止実行計画の概要	
2－1－1 計画の目的	48
2－1－2 計画の位置づけ	48
2－1－3 計画の対象範囲	49
2－1－4 対象とする温室効果ガス	50
2－1－5 計画期間	50

2－2 計画の進行状況

2－2－1 基準年度の二酸化炭素の排出量	51
2－2－2 基準年度の部別課別の温室効果ガス排出量	52
2－2－3 削減目標	52

資料編

1. 知床を守り育てるまち宣言	資料- 1
2. 斜里町環境基本条例	資料- 2
3. 斜里町ポイ捨て禁止条例	資料-10
4. 環境審議会	資料-13
5. みどりの環境づくり推進本部	資料-14
6. 環境行政の変遷	資料-15
7. 斜里町の環境データ	
1) 河川水質検査結果	資料-16
2) ダイオキシン検査結果	資料-16
3) 100 平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額	資料-17
4) 野生生物保護管理	資料-17
5) エゾシカ可獵区域	資料-18
6. 知床世界自然遺産登録	
1) 登録までの道のり	資料-19
2) 登録地域の概要	資料-20
3) 世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議	資料-21

はじめに

斜里町は、知床半島に位置する人口1万2千人の、農業と漁業と観光を基幹産業とする町です。知床国立公園に代表される豊かな自然環境を背景にして、昭和47年に、当時の町村では全国的にも例を見なかった自然保護条例を制定し、昭和52年からは国内のナショナルトラスト運動の先駆けとして「しがらき100平方メートル運動」を行ってきました。これらの自然保護施策を町づくりの根幹として位置づけ、昭和54年の第2次斜里町総合計画以降、「みどりと人間の調和を求めて」という、自然と人の共生をめざした基本理念の下で町政が執行されてきました。

しかし、近年は、この自然保護を中心とした環境保全の施策だけでなく、日常生活を取りまく環境の課題が顕在化し、廃棄物処理対策や公害防止対策などの身近な生活環境に関する施策と、自然保護施策の両立が不可欠となっています。その結果、平成6年からは8品目のリサイクル事業を開始するなど、町民による積極的な省資源の取り組みを実践してきました。

このような状況の下で、平成15年4月1日に斜里町環境基本条例が施行されました。「斜里町環境報告」は、条例第8条において規定する年次報告として作成するもので、町民に対する環境の状況並びに環境の保全及び創造について講じた施策についてまとめたものです。また、平成26年3月に斜里町環境基本計画が策定されたことにより、環境報告書がその成果を報告する資料として位置づけています。

第1章 環境基本計画

1－1 環境基本計画の概要

1－1－1 計画の目的

環境基本計画（以下、本計画）は、斜里町の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、斜里町環境基本条例に基づき策定している。

【斜里町環境基本条例 抜粋】

（環境基本計画）

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、

環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1－1－2 計画の位置づけ

計画は、町の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、斜里町環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標と基本的な施策の方向性を定めることにより、斜里町の環境施策を牽引し、施策相互の有機的な連携を図りながら運用する。このため、本計画は斜里町総合計画の部門別計画としての性格を有するとともに、町が策定する個別の行政計画や事業に対しても環境保全に関する基本的な方向を示すものとして影響を与えるものである。

1－1－3 計画の視点と対象範囲

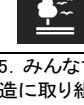
自然共生	緑や水辺、そこに生息する動植物を含めた自然環境の保全と生物の多様性の確保に関するここと（森林、河川、海洋、エコツーリズム、野生生物、外来種など）
低炭素	化石燃料の使用抑制、エネルギーの有効利用など温室効果ガスの抑制と地球温暖化防止に関するここと（バイオマス等再生可能エネルギー、温室効果ガスなど）
資源循環	ごみの発生、排出の抑制、再使用、再生利用を含めた廃棄物の適正処理と資源循環の推進に関するここと（ごみ、廃棄物系バイオマス、リサイクル、処理体制など）
安全安心	大気、水環境の保全や身近な緑とのふれあいなど日々の生活の快適性に関するここと（公害物質、緑地、公園、歴史的文化的資源など）
人づくり	環境の保全及び創造の施策を担う人材の育成に関するここと（環境教育、環境学習）

1－1－4 計画期間

計画期間は、「第6次斜里町総合計画」と整合を図り、平成26年度から10年間としています。社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

1－2 計画の進行状況

1－2－1 計画一覧

基本目標	基本施策	具体的な方向
1. 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造    	1-1 自然環境の保全と適正利用の推進   	世界自然遺産地域等の保全管理 身近な緑の保全 森林の保全再生 農地環境の保全 河川環境の保全 海洋環境の保全 国立公園内の利用適正化対策 エコツーリズムの推進 環境に配慮した公園内交通システムの確立 利用施設の整備 広域連携
2. 地球温暖化防止に取り組む低炭素化社会の創造   	1-2 野生生物の保護管理と外来種対策の推進  	各種保護管理計画等の推進 不適切行為を防ぐ仕組みづくりとマナーの普及啓発 調査研究活動の推進 外来種対策の推進
3. ごみの減量化・資源化に取り組む循環型社会の創造   	2-1 再生可能エネルギーの導入促進  	太陽光発電システムの導入促進 公共施設への再生可能エネルギーの導入 バイオマスエネルギーの利用拡大 その他の再生可能エネルギーの導入促進
4. 安心な生活環境に恵まれた豊かな快適社会の創造      	2-2 省エネルギーの推進  	地球温暖化対策に係る実行計画の策定 高効率型照明機器の普及拡大 省エネ型ライフスタイルの普及啓発 その他の省エネルギーの推進 吸収源対策
5. みんなで環境の保全・創造に取り組むまちづくり   	3-1 ごみの減量化、資源化の推進  	ごみの減量化、資源化の推進
	3-2 適切なごみ処理の推進  	安定的なごみ収集体制づくり 不法投棄、野外焼却対策等の推進 一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営
	4-1 大気・水環境の保全  	公害対策の推進 公害防止協定の締結、環境影響評価の促進 河川、排水環境の保全 海洋環境の保全(再掲) 水源の保全 森林の保全(再掲) 生活排水設備の整備の推進
	4-2 快適な生活環境の保全  	環境美化対策の促進 緑化の推進 身近な緑と水辺とのふれあいの場づくり 歴史的文化的環境資源の保存と活用
	5-1 環境を守り育む人づくりの推進     	学校教育における環境学習の推進 地域、社会など幅広い場における環境学習の推進 効果的な情報提供 人材の育成と活用

1－2－2 計画に基づく事業実施状況

基本目標 1 ➤ 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造

基本施策 1－1 ➤ 自然環境の保全と適正利用の推進

各施策は概ね計画通り実施できている。

施策の方向 1 ➤ 世界遺産地域等の保全管理

【推進項目 1】 世界自然遺産地域の保全対策

◆世界遺産各種会議への参画

遺産地域の各種課題に対する検討は、科学的な立場から助言を行う専門家の組織「科学委員会」と、行政や地域関係者団体からなる「地域連絡会議」で合意形成を図る。また、科学委員会の傘下には、各課題別のワーキンググループ（WG）が設置されている。

《実施結果》

科学委員会及び地域連絡会議、各 WG が開催され、参画した。

◆知床五湖利用調整地区制度の運用

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

令和 3 年度は、4 月～11 月の期間で利用調整地区制度を運用した。利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。

◆世界遺産適正利用基金の運用

知床世界自然遺産の豊かな自然の保護と適正な利用を推進するため、「知床世界自然遺産の保護管理と適正利用基金」を設置し、寄附を受け、遺産地域内の諸課題に対する事業を行う。

《実施結果》

令和 3 年度は、449 千円の寄附を受けた。また、遺産の各事業に充当した。

◆世界遺産施設等運営協議会への参画

「世界遺産施設等運営協議会」は、遺産施設等の管理運営や遺産施設等を活用した活動内容の検討を行うことを目的に設置されている。その傘下に、「羅臼岳登山道維持管理部会」を設置し、登山道の維持管理等に関する連絡調整を図る。

《実施結果》

2 月に施設等運営協議会総会が開催された。なお、協議会会長は、羅臼町長が務めている。

◆知床地区協議会の開催

「知床地区連絡協議会」は、国立公園内の駐車場や施設管理事業についての検討を行うことを目的に設置され、自然公園財団知床支部が主催し、開催する。

《実施結果》

令和 3 年度は、2 月に開催（書面開催）され、事業及び収支報告が行われた。

◆保全に係るモニタリング（クマ・シカ・希少鳥類・水域生物群集 等）

クマ・シカ・希少鳥類等の保全に係るモニタリング等を行う。（実施主体：知床財団）

《実施結果》

町がエゾシカライトセンサスに協力している他、知床財団によるモニタリングが適正に行われている。

【推進項目 2】 自然環境保護管理対策

◆町内一円の自然環境保全パトロールの実施

自然環境を保全していく上で問題となる事象や重要な情報等を早い段階で把握し、対応していくため、真鰐地区を境に以東は知床財団、以西は町・博物館によりパトロールを実施する。

《実施結果》

令和 3 年度も例年同様に、日常的にパトロールを実施した。

◆自動車利用適正化対策（マイカー規制）の実施

知床国立公園では、自然環境の保全と快適な利用環境の提供を目的とした自動車の通行規制を行う。夏季の車両混雑時期に道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）は、マイカー規制を実施し、シャトルバスを運行する。実施方針は、マイカー規制協議会で協議・決定する。

《実施結果》

令和 3 年度は、マイカー規制協議会は、6 月 10 日に開催され、8 月 7 日～16 日（10 日間）10 月 1 日～3 日（3 日間）の計 13 日間の規制を実施した。

◆以久科原生花園遊歩道の維持管理

毎年 6 月に遊歩道の維持のため、草刈りを実施する。

《実施結果》

令和 3 年度においても、遊歩道の草刈りを実施した。

【推進項目 3】 国立公園内の美化対策

◆国立公園クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施

環境省、住民ボランティアと協働で、年 1 回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和 3 年度は、ルシャ地区において 10 月 17 日に 49 名の参加で 230 kg の廃棄物を回収した。

◆自然公園財団への清掃活動助成

国立公園内の美化活動を行っている自然公園財団に対して活動助成を行う。

《実施結果》

清掃活動事業に対し 437 千円助成を行った。

◆公園内・登山口トイレの維持管理

公園内の景観保全、登山者のし尿対策として、トイレの設置・維持管理を行う。

- ・羅臼岳登山口…バイオトイレ 2 基

- ・カムイワッカ湯の滝入り口…仮設トイレ 3 基
- ・知床峠…北海道が設置している仮設トイレの汲み取り料を羅臼町と折半で負担

《実施結果》

令和 3 年度も、それぞれの公園内・登山口トイレに対し、清掃・汲み取り等の維持管理を実施した。

◆携帯トイレ回収ボックスの設置

使用済み携帯トイレの回収専用ボックスを羅臼岳登山口と硫黄山登山口に設置し、回収・処理を実施する。

《実施結果》

令和 3 年度は、羅臼岳登山口 2,087 個、硫黄山登山口 96 個の携帯トイレ回収・処理を行った。

施策の方向 2

身近な緑の保全

【推進項目 1】 記念保護樹木の維持管理

◆現状点検、防除、施肥作業の実施

現在指定している 4ヶ所の記念保護樹木の維持管理を行う。

《実施結果》

令和 3 年度は、荒天直後の現状点検及び施肥を実施した。

◆閉校後の財産処分に関する検討

樹木と建屋を一括で検討を行う。

《実施結果》

売却対象であるものについては、売却時に要協議としている。

【推進項目 2】 環境緑地保全地区の保全

◆農業資料等収蔵施設、桜園の保全管理実施

旧朱円小学校桜園等の保全を実施する。

《実施結果》

桜園の樹木の選定や薬剤散布をするとともに、草刈り等の管理を行っている。

施策の方向 3

森林の保全再生

【推進項目 1】 100 m²運動地の森林再生

◆運動地の針広混交林形成に向けた各種作業の実施

運動地の森林再生は、様々な樹種が入り混じる針広混交林を目指し、植樹を行う。その手法としては、小型広葉樹苗を防鹿柵に植えこむ手法や柵外の針葉樹林の穴地に大型広葉樹苗を植え込む手法を行う。

《実施結果》

100 平方メートル運動地森林再生業務を知床財団に委託し、苗畑からの移植、防鹿柵補修、樹木保護を実施した。

◆森林再生専門委員会議の開催、運動推進本部、支部との連携

運動地の方針や方向性は、動植物の専門家や地元の有識者で構成される森林再生専門委員会議を開催する。また、運動参加者の拡大に向けた取り組み、会員相互の親睦交流、運動の持続的な発展に協力することを目的として、行政と町民で構成する運動推進本部を設置している他、支部として関東支部及び関西支部を設置する。

《実施結果》

11月に森林再生専門委員会議を開催した。令和4年度の実施計画立案の他、5年ごとの回帰作業の進捗状況を確認した。また、3月に運動推進本部役員会を開催し、2年度の取り組み状況を報告した他、意見交換を行った。

【推進項目2】 町有林、民有林の整備

◆斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

町有林の間伐 5.92ha、皆伐 7.72ha、下刈り 15.20ha を実施した。

◆町有林の現況把握のための調査実施と調査結果に基づく森林整備の実施

町有林の現況把握のため調査を行う。

《実施結果》

町有林現況調査を実施し、次年度の施業に向けた検討を行った。

◆関係団体との連携による各種補助制度を活用した適期の施業実施

関係団体と連携し、民有林の整備等を実施する。

《実施結果》

森林組合との連携により民有林整備を実施した。

◆事業実施団体への情報提供

《実施結果》

森林組合との連携により、情報の共有を行った。

◆森林環境贈与税を活用した森林整備の推進

《実施結果》

民有林の整備促進に向け、森林環境贈与税基金を活用した補助制度を創設した。

◆施策の方向4

農地環境の保全

【推進項目1】 農地の荒廃防止及び有効利用の推進

◆多面的機能支払交付金事業（農地維持、資源向上対策）の推進

《実施結果》

地域組織等による排水路や農道の保全管理活動を支援した。

◆農地斡旋及び利用調整活動の推進

《実施結果》

農業者からの申し出に基づき農地あっせん事業を実施し、利用調整を行った。

◆遊休農地発生防止等に向けた農地パトロールの実施

遊休農地の発生を防止するため、パトロールを行う。

《実施結果》

8月～9月にかけて農業委員による農地パトロール調査を実施。再生困難な農地は非農地化を行った。

◆土地改良事業による排水対策、大区画化の推進

《実施結果》

国営、道営事業により町内一円の農地基盤整備事業を実施した。

◆農業用廃プラスチック適正処理の推進

農業により排出された廃プラスチックの不法投棄を無くし、適正に処理がされることを目的として、推進協議会による処理を実施する。

《実施結果》

適正処理協議会による回収を実施した。(2年に1回)

◆排水機場、排水ポンプの設置管理

暴風雪・融雪時期等による急激な河川・排水路の水位上昇により、農地が冠水する被害を防止するため、排水ポンプを設置し、適正な管理を行う。

《実施結果》

団体営事業による維持管理実施と地域の管理組織が行う取り組みを支援した。

【推進項目2】 環境負荷に配慮した持続的な農業の推進

◆輪作体系の確立支援

収穫量・品質向上等に向けた輪作体系を確立するための支援を行う。

《実施結果》

緑肥作付奨励による輪作体系維持を支援した。

◆堆肥等有機質資源の施用などによる土づくりの推進

土壤の安定化や病害虫の抑制が期待できる堆肥等を活用し土づくりの推進を行う。

《実施結果》

畑作農家と畜産農家で耕畜連携により堆肥投入による土づくりを行った。

◆スマート農業推進による化学肥料や農薬の低減対策の推進

情報通信や情報分析などを活用し、必要量の施肥を行う事により、化学肥料等の低減対策等の推進を行う。

《実施結果》

可変施肥の実施により化学肥料の低減に努めた。

◆土壤診断に基づく適正施肥の推進

《実施結果》

土壤分析結果に基づく過剰施肥の抑制に努めた。

◆GAPの取り組みの普及拡大

GAP… (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) …農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

《実施結果》

情報収集と各作物部会を中心とした検討を中断し、認証取得には至っていない。

施策の方向 5

河川環境の保全

【推進項目 1】 河川環境の改善対策

◆岩尾別川河畔林保護柵等の維持管理

河畔林再生のための防鹿柵設置等、河川環境の復元を進める。

《実施結果》

パトロール及び補修を実施した。

【推進項目 2】 流域生態系に配慮した川づくり

◆海別川の段差解消事業の推進

流域生態系に配慮し、魚類の遡上阻害になっている段差を解消し。

《実施結果》

海別川の段差への可搬魚道設置試験を行った。

◆盤の沢への魚道設置検討

盤の沢に遡上等のため魚道設置の検討を行う。

《実施結果》

ボランティアと関係機関により簡易魚道設置を実施した。

◆サケ・カラフトマス自然産卵環境保全拡大事業の推進

《実施結果》

自然産卵調査を行い、魚道清掃等を実施した。

◆赤イ川導水管下流の河床低下改良検討

《実施結果》

関係機関と情報共有、検討を行った。

◆河川環境改善（落差・遡上障害箇所の解消）の実施

河川における魚類の遡上の障害となっている段差解消事業を推進する。

《実施結果》

町内河川において、簡易魚道設置モニタリング調査を行った。

施策の方向 6

海洋環境の保全

【推進項目 1】 海岸美化活動

◆国立公園内クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施【再掲】

環境省、住民ボランティアと協働で、年 1 回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和 3 年度は、ルシャ地区において 10 月 17 日に 49 名の参加で 230 kg の廃棄物を回収した。

◆海岸管理者と連携した漂着物撤去事業の実施

海岸管理者（道）と連携し、漂着物の撤去を実施する。

《実施結果》

漂着流木等の処理を行った。

◆自治会連合会による前浜清掃などボランティアの清掃活動の実施及び支援

自治会連合会が主催する前浜清掃等を実施し、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

6月27日に180名の参加者で実施した。

【推進項目2】 油汚染対策体制の確立

◆斜里町地域防災計画に基づく対応の実施

本計画に基づき、事案発生時にすみやかな対応をとる。

《実施結果》

地域防災計画に基づき関係機関と連携し災害予防対策などを行った。

令和3年度は油汚染事案の発生は無し。

【推進項目3】 沿岸環境の保全と漁業の持続的な利用

◆世界遺産地域他利用型統合的海域管理計画に基づくモニタリング評価と定期報告書の作成(科学委員会海域WGへの参画)

本計画に基づき、海洋生態系や水産資源利用の現況などを把握するため、海洋生物、海洋環境、漁業などのモニタリング結果及び海域ワーキンググループにおいて実施する。

モニタリング結果の評価を取りまとめた報告書を定期的に策定する。

《実施結果》

令和3年度海域ワーキンググループ、科学委員会に参画した。

施策の方向7

国立公園内の利用適正化対策

【推進項目1】 各種利用ルールの普及啓発

◆知床自然センターにおける大型映像館での上映、展示物掲示、館内レクチャーの実施

知床自然センターは、知床財団に指定管理委託している。ダイナビジョンの運営や料金徴収業務の他、自然情報の提供やルール・マナーの普及のため、館内展示やレクチャーを行う。

《実施結果》

今津秀邦監督の「知床の冒険」「THE LIMIT」のMEGAスクリーンKINETOKOでの作品公開他、展示・レクチャーを行った。

◆世界遺産センター施設協議会への参画【再掲】

世界遺産センターの管理運営に関しては、世界遺産施設等運営協議会で検討を行う。

《実施結果》

2月に施設等運営協議会総会が開催された。なお、協議会会長は、羅臼町長が務めている。

【推進項目 2】 野生動物との軋轢軽減

◆知床ヒグマえさやり禁止対策の推進

実行委員会を立ち上げ、ヒグマへの餌やり行為を防止するためにパンフレット配布やバッジ等による積極的な啓発活動を地域協働型で進める。

《実施結果》

実行委員会は解散したが、自動車マグネットを希望者に配布した。

◆岩尾別川撮影者等対策の実施

平成 25 年度に岩尾別温泉道路沿いでヒグマが頻繁に出没し、カメラマンが極度に接近する事例が発生した。人身事故や交通渋滞による事故を防止するための自主ルールを設定し、運用する。

《実施結果》

関係機関によるパトロールが適宜実施された。

◆幌別駐車帯の閉鎖

釣り人のヒグマ事故防止対策として、幌別の駐車帯を 7 月～11 月まで閉鎖し、利用を制限する。

《実施結果》

開発局にヒグマ情報を提供し、幌別及びフンベ駐車帯の閉鎖が行われた。北海道により道道岩尾別除雪車旋回場の閉鎖が行われた。



【推進項目 3】 知床岬地区の適正利用検討

◆「知床半島先端部地区利用の心得」に基づく運用

知床岬地区の適正利用について「知床半島先端部地区利用の心得」に基づく運用を行う。

《実施結果》

行政関係者合同での知床岬地区の巡視は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

◆ 「知床半島先端部地区利用の心得」に基づく新たな利用に向けた検討

「知床半島先端部地区利用の心得」に基づく新たな利用に向けた検討を行う。

《実施結果》

適正利用・エコツーリズム検討会議にて、部会協議が行われた。

【推進項目 4】 利用調整地区制度の運用

◆ 知床五湖利用調整制度の運用、地域との合意形成

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

4 月～11 月五湖利用調整期間

知床五湖利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。

施策の方向 8

エコツーリズムの推進

【推進項目 1】 エコツーリズム戦略の運用

◆ 戦略に基づく提案事業の受付、サポート

エコツーリズム戦略は、知床のエコツーリズムを含む観光利用の基本方針を定めたものである。地域主体であることなどを目指すべき視点として示しており、全ての人が遺産地域のエコツーリズムを提案・承認を受けることで部会を設置することが可能となる。町は提案の受付窓口及び受付に係るサポートを担う。

《実施結果》

令和 3 年度は、新たな提案は無かった。

◆ 適正利用・エコツーリズム検討会議、個別検討部会への参画

「適正利用・エコツーリズム検討会議」は、適正な利用およびエコツーリズムの推進に関して、専門家や行政機関、地元関係団体の合意形成を行うことを目的として設置され、町が参画する。その傘下には、個別の課題ごとを検討するために個別検討部会を設置することができる。

《実施結果》

適正利用・エコツーリズム検討会議、各部会に参画した。

【推進項目 2】 エコツーリズムプログラムの開発

◆ 戦略に基づくプログラム開発の推進(五湖冬季利用の事業構築)

知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議において承認された事業であり、知床五湖冬期適正利用協議会が実施主体として、「厳冬期の知床エコツアーを実施する。

《実施結果》

厳冬期五湖エコツアーは、計画的・安定的に運営されている。(コロナの影響で、1/29 から 3/14 までの 45 日間と期間を短縮して実施した。)

カムイワッカ湯の滝上部区域試行事業として、ガイド事業者の同行による利用と、レ

クチャーの受講による個人利用とを試行的に行った。

施策の方向 9

環境に配慮した交通システムの確立

【推進項目 1】 国立公園自動車適正利用対策

◆自動車利用適正化対策（マイカー規制）の実施【再掲】※五湖～カムイワッカ

知床国立公園では、自然環境の保全と快適な利用環境の提供を目的として自動車の通行規制を行う。夏季の車両混雑時期に道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）でマイカー規制を実施し、シャトルバスを運行している。実施方針は、マイカー規制協議会で協議・決定する。

《実施結果》

8月7日～16日（10日間）、10月1日～3日（3日間）実施した。混雑対策として交通規制を伴わないシャトルバス運行を5月1日～4日（4日間）実施した。

施策の方向 10

利用施設の整備

【推進項目 1】 幌別園地事業の推進

◆知床自然センター、100 平方メートル運動ハウスの維持管理

知床自然センターおよび100 m²ハウスの維持管理を行う。

《実施結果》

知床財団と3年間の指定管理に係る協定を締結している。

◆100 m²運動地公開トレイン運用の検討

100 平方メートル運動地の公開と普及を目的に、知床自然センター隣接作業地に運動の取り組みを知ることができる場所として、運動地公開コース「しれとこ森づくりの道ホロベツルート」を開設する。

《実施結果》

平成30年に設置し、運用を行っている。



【推進項目 2】 五湖園地事業の推進

◆知床五湖利用調整地区制度の運用【再掲】

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

令和 3 年度は、4 月～11 月の期間で利用調整地区制度を運用した。利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。

◆五湖水道施設の維持管理

五湖水道施設の維持管理は、知床財団の委託業務として実施。水源地周辺の定期保守点検、水道施設の保守管理、浄化槽の維持管理等を実施する。

《実施結果》

令和 3 年度は、いずれも例年と同様に実施した。

【推進項目 3】 知床自然教育研修所の管理運営

◆自然教育研修所の維持管理

自然教育研修所の管理運営は、知床財団に指定管理を行う。現在、研究者や森林再生のボランティアなど年間約 1,000 人泊の利用があり、必要に応じて修繕、改修を行う。

《実施結果》

例年どおり、知床財団によって維持管理を行った。

【推進項目 4】　登山者対策

◆登山口等への啓発看板の掲示

登山者の遭難防止対策として、看板等を設置する。

《実施結果》

羅臼岳登山道維持管理部会で協議した。

◆携帯トイレ回収ボックスの設置【再掲】

使用済み携帯トイレの回収専用ボックスを羅臼岳登山口と硫黄山登山口に設置し、回収・処理を実施する。

《実施結果》

羅臼岳登山口、硫黄山登山口に回収 BOX を設置し、回収を行った。

施策の方向 11

広域連携

【推進項目 1】　他のナショナル・トラスト団体との連携

◆全国ナショナル・トラスト協会への参画

しつとこ 100 平方メートル運動推進本部は団体正会員として、町長は運動推進本部会長として理事を務め、全国ナショナル・トラスト協会へ参画する。

《実施結果》

町長が理事を務めている。

◆100 平方メートル運動推進関東支部、関西支部との連携、北海道支部の設立

両支部に対して年間 90 千円の活動助成金を支出する。また、支部会議を開催し、取り組みの近況や運動普及の取り組み等について報告や意見交換を行う。

《実施結果》

北海道庁パネル展（北海道支部）、植樹祭後に各支部とのミーティングを実施。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、支部ワークショップは中止した。

【推進項目 2】　他の国立公園との連携

◆西表石垣国立公園との各種情報交換及び資料収集

姉妹町竹富町の西表石垣国立公園との間で自然および文化の交流を行う。平成 26 年度は、西表の植物を中心に調査を行い、資料収集や博物館での特別展示を実施する。

《実施結果》

竹富町に関する資料集の作成を進めている。

イリオモテヤマネコのはく製



◆世界自然遺産所在市町村との連携

知床から最も近い海外の世界自然遺産で、ヒグマやシマフクロウが生息するなど知床との共通点も多く、交流の場を持つことで、生物の進化の歴史の解明や絶滅危惧種の保全に向けた新たな取り組みが始まることが期待される。知床財団・知床博物館などが共同で、知床とシホテアリンの交流事業を進める。

《実施結果》

世界自然遺産ネットワーク協議会の構成員として参画している。

基本施策 1－2 野生生物の保護管理と外来種対策の推進

野生生物と住民の生活等との軋轢の軽減、希少種の保護など、各施策概ね計画通り実施することができている。これらの成果に加え、各機関と連携し国立公園内のヒグマの移動分布や血縁関係について研究を行っている。

施策の方向 1 野生動物保護管理計画等の推進

【推進項目 1】 エゾシカの保護管理対策

◆斜里町鳥獣被害防止計画に基づく半島基部個体数調整事業の実施（捕獲奨励金の支給）

エゾシカの生息数が著しく増加したことにより、自然生態系への影響や農林業被害の増加など住民活動との間の軋轢も大きくなっている。斜里町鳥獣被害防止計画により、シカを対象鳥獣に定め、猟銃、ワナによる捕獲を行った有害駆除従事者に対し、1頭当たり 4,000 円の奨励金を支給する。

《実施結果》

被害防止計画の策定と更新を実施。エゾシカ捕獲奨励金を 624 千円支給した。（156 頭分）

◆ウトロ市街地内エゾシカ捕獲対策の実施

《実施結果》

市街地防鹿柵の維持管理を行っている。

◆国立公園内、100 m²運動地での個体数調整事業の実施

知床半島のエゾシカ管理計画を定めた「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、環境省が、知床岬、幌別-岩尾別（100 m²運動地内）等での個体数調整事業を実施する。

《実施結果》

環境省、林野庁による捕獲を実施した。

◆エゾシカ侵入防止柵の管理、再整備

エゾシカ侵入防止柵を設置・更新し、エゾシカによる作物被害等の解消を図る。

《実施結果》

道営事業により越川地区にかけての鹿柵再整備を実施した。

◆エゾシカ有効活用（残渣処理）対策事業の実施

平成 25 年度より、有害鳥獣駆除事業で捕獲したエゾシカを受け入れて、食肉加工している町内有効活用業者に対し、解体処理に伴い発生する残渣処理費用を補助する。

《実施結果》

令和 3 年度は 63 千円の補助金を交付した。

◆エゾシカ個体群の管理に関する研究の実施

「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、遺産地域におけるエゾシカの適正な保護管理を推進するため、植生やエゾシカ個体数等に関するモニタリング調査を実施する。結果については、エゾシカ・陸上生態系ワーキンググループで検証する。

《実施結果》

エゾシカ・ヒグマWGで実施した。

◆第三期知床半島エゾシカ管理計画の推進

第三期知床半島エゾシカ管理計画に基づき事業を推進していく。

《実施結果》

100 平方ヘクタール運動による防鹿柵を設置、隣接地域での捕獲を促進した。

【推進項目 2】 ヒグマの保護管理対策

◆知床半島ヒグマ管理計画の推進

知床半島ヒグマ管理計画に基づき事業を推進していく。

《実施結果》

計画に基づき、ヒグマ対策を知床財団に委託、実施した。

◆ヒグマ対策連絡会議の開催

「ヒグマ対策連絡会議」は、知床のヒグマ対策の推進とモニタリングの実施、情報共有と進捗管理を実施することを目的として設置された。平成 23 年度に策定した「知床半島ヒグマ保護管理方針」のその後のフォローアップを引き継いで実施する。

《実施結果》

知床半島ヒグマ管理計画の改定年であり年 3 回開催した。

◆出没時対応、未然防止措置の実施

出没時の対応、未然防止措置は知床財団への業務委託により継続的に実施する。また、半島基部の対応は獣友会とも連携をとり、町長による要請により出動する。

《実施結果》

令和 3 年度についても知床財団に委託し実施している。

◆ヒグマ対応出動手当、捕獲奨励金の支給

ヒグマによる危害の予防警戒及び捕獲等のために出動した有害鳥獣捕獲等従事者に出動手当（1,500 円/時間）、捕獲を行った従事者には奨励金（10,000 円/頭）を支給する。

《実施結果》

令和 3 年度の支給実績は、以下の通りであった。

- ・出動手当…2,020 時間出動、3,030 千円支給
- ・捕獲奨励金 14 頭捕獲し、140 千円支給

◆電気柵の維持管理

ウトロ地区と斜里市街地周辺にクマ対策用の電気柵を設置し、維持管理を行う。

ウトロ地区は、ウトロ小中学校周辺・ウトロ東・ウトロ西に電気柵を設置する。斜里市街地は、市街地出没を受けて平成 23 年から設置している。

《実施結果》

令和 3 年度も同地区に設置した。また、電圧測定や下草刈りなど日常のメンテナンスを実施した。

◆農地への電気柵導入促進

農作物の鳥獣被害軽減のため電気柵の導入促進を行う。

《実施結果》

多面的機能支払交付金を活用して農地への電気柵の整備を実施した。

◆ウトロ地区へのクマ対策ゴミステーション管理

国立公園隣接地区のヒグマ対策として、ヒグマが開けられない構造のごみステーションを地域に導入し、その効果を検証するとともに、ステーションを活用した子どもへの教育・地域住民への意識付けを図り、地域との協働によるヒグマ保護管理対策を進める。

《実施結果》

引き続き、管理している。

◆ほっとメールによる出没情報の配信

平成 24 年度より、ウトロ市街地、斜里市街地、および学校周辺でのヒグマ出沒事案をほっとメールを活用し、情報の配信を行う。

《実施結果》

令和 3 年度は、出没情報等 20 回の配信を行った。

◆知床ヒグマえさやり禁止対策の推進【再掲】

実行委員会を立ち上げ、ヒグマへの餌やり行為を防止するためにパンフレット配布やバッジ等による積極的な啓発活動を地域協働型で進める。

《実施結果》

自動車マグネットを希望者に配布した。野生動物との適正な距離感を普及啓発するディスタンスキャンペーンを実施した。

◆岩尾別川撮影者等対策の実施【再掲】

平成 25 年度に岩尾別温泉道路沿いでヒグマが頻繁に出没し、カメラマンが極度に接近する事例が発生した。人身事故や交通渋滞による事故を防止するための自主ルールを設定し、運用する。

《実施結果》

関係機関によるパトロールが適宜実施された。

◆幌別駐車帯の閉鎖【再掲】

釣り人のヒグマ事故防止対策として、幌別の駐車帯を 7 月～11 月まで閉鎖し、利用を制限する。

《実施結果》

開発局にヒグマ情報を提供し、幌別及びフンベ駐車帯の閉鎖が行われた。北海道により道道岩尾別除雪車旋回場の閉鎖が行われた。

◆知床半島先端部地区ヒグマ個体群管理検討調査の実施

ルシャ地区など知床半島先端部周辺においてヒグマ個体群の集団構造の解明に関する研究に加え、同地区に生息するヒグマの年周行動や移動分散を把握することを目指す。

《実施結果》

知床財団、北海道大学の 2 者で共同研究が行われた。

【推進項目 3】 希少鳥類の保護管理対策

◆知床うみどり WEEK の実施

平成 25 年度に持続可能なウトロ海域の利用を検討する協議会「知床ウトロ海域環境保全協議会」を設置し、ケイマフリをはじめとした海鳥を通して、海の環境保全と適正利用を改めて見直し、考えていく期間を設定する。

《実施結果》

海鳥の生態をホテル等にてレクチャー及び海鳥観察クルーズが催された。

◆オジロワシ繁殖状況のモニタリング調査の実施

天然記念物指定鳥類であるオジロワシの繁殖状況のモニタリング調査を行う。

《実施結果》

知床財団等と協力して実施した。

【推進項目 4】 その他鳥獣保護管理対策

◆カラス、ハト、キツネ等鳥獣の捕獲支援（奨励金支給）

キツネ、ハト、カラスによる農業被害が生じており、獵友会ハンター（有害駆除従事者）と連携して、被害防除策を進める。カラス、ハトにおいては 1 羽当たり 500 円、キツネにおいては 1 頭当たり 4,000 円の捕獲奨励金を有害駆除従事者に支給する。

《実施結果》

キツネ 48 千円（12 頭）、カラス 11.5 千円（23 羽）、ハト 6.5 千円（13 羽）、ユキウサギ 1.5 千円（3 頭）を支給した。

◆傷病した鳥獣の保護対策を実施

交通事故等により傷病した鳥獣個体は、通報を受けた町や博物館、知床財団により保護する。

《実施結果》

真鯉地区以東は知床財団、以西は町、博物館で回収等を実施。町民等からの通報に対応して隨時対応している。

施策の方向 2

不適切行為を防ぐ仕組みづくりとマナーの普及啓発

【推進項目 1】 国立公園内の利用誘導の仕組みづくり

◆自動車利用適正化対策（マイカー規制）の実施【再掲】※五湖～カムイワッカ

知床国立公園では、自然環境の保全と快適な利用環境の提供を目的として自動車の通行規制を行う。夏季の車両混雑時期に道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）でマイカー規制を実施し、シャトルバスを運行している。実施方針は、マイカー規制協議会で協議・決定する。

《実施結果》

8 月 7 日～16 日（10 日間）、10 月 1 日～3 日（3 日間）実施した。混雑対策として交通規制を伴わないシャトルバス運行を 5 月 1 日～4 日（4 日間）実施した。

【推進項目 2】 不適切行為の防止対策

◆知床ヒグマえさやり禁止対策の推進【再掲】

実行委員会を立ち上げ、ヒグマへの餌やり行為を防止するためにパンフレット配布やバッジ等による積極的な啓発活動を地域協働型で進める。

《実施結果》

自動車マグネットを希望者に配布した。野生動物との適正な距離感を普及啓発するディスタンスキャンペーンを実施した。

◆岩尾別川撮影者等対策の実施【再掲】

平成 25 年度に岩尾別温泉道路沿いでヒグマが頻繁に出没し、カメラマンが極度に接近する事例が発生した。人身事故や交通渋滞による事故を防止するための自主ルールを設定し、運用する。

《実施結果》

関係機関によるパトロールが適宜実施された。

◆幌別駐車帯の閉鎖【再掲】

釣り人のヒグマ事故防止対策として、幌別の駐車帯を7月～11月まで閉鎖し、利用を制限する。



《実施結果》

開発局にヒグマ情報を提供し、幌別及びフンベ駐車帯の閉鎖が行われた。北海道により道道岩尾別除雪車旋回場の閉鎖が行われた。

◆外国人観光客によるキツネ等への不適切行為対策の検討

外国人観光客等がキツネ等の野生動物への不適切行為（抱きかかえる、えさやり）対策について検討を行う。

《実施結果》

エサやり禁止標示をコンビニや道の駅等に掲示した。

施策の方向3

調査研究活動の推進

【推進項目1】 野生生物の調査研究、モニタリング活動

◆ヒグマ出没状況、生息状況に関するモニタリング

ヒグマの出没状況を把握し、生息状況のモニタリングを行う。

《実施結果》

目撃情報、農地被害情報の収集を知床財団に委託した。農地被害の集計はJAしつこ斜里により行われている。

◆100 m²運動地での魚類、植生等モニタリング

運動第1次復元対象種として定めたサクラマスの産卵状況調査や定点撮影調査による過去の状況と比較、シカの採食圧調査等を行う。その結果を元に、運動地の森林再生の方針や方向性を確認しながら進める。

《実施結果》

令和3年度も継続してモニタリングを行った。

◆世界遺産地域モニタリング

遺産地域内の基本的な管理方針を定めた「知床世界自然遺産地域管理計画」において、遺産地域を科学的な知見で管理していくために、長期的なモニタリングを実施する。

モニタリング結果の共有・評価は科学委員会のワーキンググループ等にて実施する。

《実施結果》

令和3年度も科学委員会及び各WG等でモニタリング結果と評価の共有を実施した。

◆その他、博物館、知床財団による独自調査研究活動の実施

博物館・知床財団において、独自調査研究事業活動を実施する。

《実施結果》

カワシンジュガイ調査などを実施した。

施策の方向4

外来種対策の推進

【推進項目1】 特定外来生物の生息状況等の把握及び情報共有

◆広報へのアライグマ目撃情報の呼びかけチラシの折り込み

アライグマ目撃情報呼びかけに係る周知として、斜里町広報にチラシを折り込む。

《実施結果》

広報本紙に記事を掲載した。

◆情報収集及

特定外来生物に関する情報共有フォーマットを使用することにより、データの蓄積や情報共有をはかる。

《実施結果》

野外調査時や傷病鳥獣回収の際に情報収集を行っている。

【推進項目 2】 外来生物法に基づく対応

◆アライグマ等外来生物の捕獲対応

アライグマについては、平成 13 年を皮切りに、25 件の生息情報が寄せられていることから、平成 26 年 3 月に策定した「外来生物法に基づくアライグマ、アメリカミンクの被害防除計画」をもとに対応する。

《実施結果》

情報があった際、捕獲できる体制を整えていたが目撃情報はなかった。

基本目標 2 地球温暖化防止に取り組む低炭素社会の創造

基本施策 2-1 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電システム等の再生利用エネルギーの導入促進と適正な活用に向けた各施策は概ね計画通り実施する事ができているが、引き続き普及啓発に努めていく。また、エコクリーンセンターで生成しているペレットの新規需要先確保はできていないことから、引き続き精力的に取り組む必要がある。

施策の方向 1

太陽光発電システムの導入促進

【推進項目 1】 太陽光発電システムの導入対策

◆住宅用太陽光発電システム設置補助事業の実施

住宅用太陽光発電を設置する者に対して、最大出力 10kw 未満のものに 1kwあたり 70 千円（上限 350 千円）の補助を行う。

《実施結果》

申請無く、実績なし

近年補助実績件数が減少しており、太陽光に代わる再生可能エネルギーの調査検討や町民ニーズに即した制度の検討が必要ですが、この分野は進歩が速く最良の答えがすぐ見つかる事ではないため、課題として継続的な検討が必要である。

◆普及のための制度及びメリットの周知、情報提供

住宅用太陽光発電システム設置に係る助成の周知を、町のホームページや広報で行う。

《実施結果》

斜里町ホームページでの周知を行った。

◆太陽光発電事業に関する情報の収集及び提供

国の補助制度やその他補助が可能な制度の情報を収集し、町民に提供する。

《実施結果》

情報の収集と制度の有無の確認を実施した。

施策の方向 2

公共施設への再生可能エネルギーの導入

【推進項目 1】 公共施設への導入対策

◆公共施設への導入の検討

建設予定の公共施設、改修事業の際に、再生エネルギーの導入を検討する。

《実施結果》

引き続き、検討を行っている。

◆再生可能エネルギー導入済み施設の継続的なモニタリング

再生可能エネルギーの導入を行った施設の導入効果等のモニタリングを行う。

《実施結果》

図書館の発電設備は順調に稼働中

一般廃棄物処理施設バイオボイラ他施設も順調に稼働している。

◆緑ダムの法蔵水力を活用した小水力発電施設の整備検討

緑ダムの法蔵水力を活用した小水力発電施設の整備検討を行う。

《実施結果》

道営事業による発電施設工事が終了し、令和4年6月から発電所供用開始予定。

施策の方向3

バイオマスエネルギーの利用拡大

【推進項目1】バイオ燃料利用先の確保

◆資源化施設生成物需要調査事業の実施

資源化施設及び国保病院バイオボイラ以外の利用先を確保し、安定的に利用するための調査を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所の製鉄製造工程でのフォーミング抑制剤としての利用がされている。情報収集や隨時アプローチは行っているものの、新規需要先を見つけるまでに至っていない。

◆生成物ペレット製品化加工事業の実施

販売するため、生成物ペレット製品加工を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所に648t出荷した。

【推進項目2】木質燃料の有効活用

◆バイオマス発電所での林地残材活用

化石燃料に代わり、二酸化炭素の排出抑制を行うために、木質燃料の有効活用・利用拡大を図る。

《実施結果》

民有林の林地残材の搬出に対する補助制度を創設した。

◆近隣及び先進事例等調査と情報収集

近隣市町村や先進的な木質燃料の活用事例の調査と情報収集を行う。

《実施結果》

林地残材の活用に向けて協議を行った。

施策の方向4

その他の再生可能エネルギーの導入促進

【推進項目1】その他の再生可能エネルギーの導入促進対策

◆その他の再生可能エネルギーに関する情報収集及び提供

事業者等が導入できるように、普及啓発の取り組みを進め、多様なエネルギーの導入促進を図る。

《実施結果》

情報収集を行っている。

◆啓発用再生可能エネルギー設備の導入検討

《実施結果》

令和元年度、国の補助金を活用し、一般廃棄物処理施設に地下水を利用したヒートポンプ用試掘事業を実施したが、十分な結果が得られなかった。今後他施設においても検

討を行う。

◆事業者による導入検討の支援

《実施結果》

事案が無かった。

基本施策 2－2 省エネルギーの推進

省エネ機器導入促進や省エネルギーの実践、効率化に向けた行政内の取り組みは概ね計画通り実践できている。また、環境教室講師を町職員が担えるように講座を開催し、実際に子ども向け環境教室を開催した。

施策の方向 1 地球温暖化対策に係る実行計画の策定

【推進項目 1】 実行計画の策定

◆地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の運用

地球温暖化防止を実施するため、実行計画を運用する。

《実施結果》

事務事業編の計画を策定しており、計画周知を図り実施をしている。

施策の方向 2 高効率型照明機器の普及拡大

【推進項目 1】 公共施設対策

◆導入済み施設の継続的なモニタリング

再生可能エネルギーの導入を行った施設の導入効果等のモニタリングを行う。

《実施結果》

図書館等導入済み施設において、継続的モニタリングを行っている。

◆公共施設照明のLED化

《実施結果》

役場本庁舎、ばると 21、ウトロ支所、の照明を LED 照明に更新した。

【推進項目 2】 街灯対策

◆街灯の高効率型照明への更新 ◆高効率型照明化街灯の効果把握

補助事業を活用し、街灯の LED への更新を行う。

《実施結果》

平成 28 年度に 1,264 灯を LED 化し、その後も可能な限り LED 照明化を進めている。

施策の方向 3 省エネ型ライフスタイルの普及啓発

【推進項目 1】 普及啓発対策

◆広報や出前講座による普及啓発 ◆講座の開催

広報や出前講座を通じ、町民に生活の中で活用できる省エネルギーの啓発活動を行う。

《実施結果》

職員が講師となり子ども向け環境教室を実施した。

◆省エネ設備、機器の導入や住宅、オフィス等建物の断熱化に対する情報提供

省エネ設備や省エネ機器の導入などについての情報を提供し、家庭住宅・事業所の省エネルギーに役立てる。

《実施結果》

COOL CHOICE普及啓発活動の一部で行った。

施策の方向4

その他省エネルギーの推進

【推進項目1】 省エネ行動の普及促進

◆家庭用省エネ設備機器の導入に対する補助（快適住まいのリフォーム事業）の実施

家庭用省エネ設備機器の導入に対する補助（快適住まいのリフォーム事業）の実施を行う。

《実施結果》

家庭用省エネ設備機器（トイレ、風呂）の導入に対し18件の補助を行った。

◆環境家計簿やグリーン購入、エコドライブの普及事業の実施

家庭で使われる電気や水道、ガスなどの月々の使用量から二酸化炭素の排出量を計算し、排出削減の環境行動と家計節約効果を計算ができる環境家計簿や環境への負荷が少ない商品を購入するグリーン購入、環境に配慮し、化石燃料の使用量を抑え、燃費を向上させた運転をするエコドライブの普及事業を実施する。

《実施結果》

COOL CHOICE普及啓発活動の一部で行った。

◆住宅の性能向上（断熱改修）に対する補助（住宅リフォーム促進事業）

町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備し、地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅のリフォームへの助成を行う。

《実施結果》

断熱改修（窓、断熱材）に対し15件補助を行った。

◆事業所等への環境マネジメントシステムの導入支援の検討

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセスを環境マネジメントシステム（Environmental Management System、EMS）の導入を支援する。

《実施結果》

斜里町では、ISO14001（環境マネジメントシステム）を平成13年に認証取得しているが、町の事務事業の見直しにより、平成16年で認証廃止している。その後、環境自治体会議の承認を受ける自治体版環境マネジメントシステムであるLAS-Eベーシックステージを導入している。事業所への環境マネジメントシステムの導入支援は、行うことができなかった。

◆COOL CHOICE事業の推進

二酸化炭素排出抑制普及啓発事業「COOL CHOICE」事業を通して、地球温暖化や省エネについて広く周知を図る。

《実施結果》

計画通り事業実施した。

【推進項目 2】 庁内の環境配慮

◆庁内環境配慮指針の運用

庁内の環境配慮に関する指針を作成し、組織的な取り組みを実施する。

《実施結果》

指針の作成を行い、クールビズやウォームビズなど、庁舎内で実施可能な取組を実施し運用している。

◆低公害車、低燃費車、電気自動車の導入検討

低公害車を導入し、化石燃料の使用量を削減する。

《実施結果》

公用車の入れ替え時期に合わせ検討し、導入するよう進めている。

◆公用車の一元管理体制構築の検討

公用車の一元管理により効率的な公用車の運用を行い、化石燃料の使用量を削減する。

《実施結果》

CO₂ 排出量推計や計画的な管理運用の為、体制を整備し、走行距離や使用燃料について一元管理を行っている。

施策の方向 5

吸収源対策

【推進項目 1】 町有林、民有林の整備【再掲】

◆斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

町有林の下刈 15.20ha、間伐 5.92ha、皆伐 7.72ha を実施した。

◆町有林の現況把握のための調査実施

町有林の現況把握調査を行う。

《実施結果》

町有林現況把握調査を実施した。

◆関係団体との連携による各種補助制度を活用した適期の施業実施

《実施結果》

森林組合との連携により、民有林整備を実施した。

◆事業実施団体への情報提供

《実施結果》

町有林現況隨時把握のための情報共有を行った。

◆森林環境譲与税を活用した斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業による民有林整備促進

《実施結果》

森林環境譲与税基金を活用した補助制度により民有林の整備促進を図った。

【推進項目 2】 公園・街路樹の管理

◆自治会との協働により公園及び植樹帯の維持管理業務を実施

中斜里公園（中斜里）・光陽公園（豊倉北）・朝日ストリームロード（朝日第2）、ゆうやけ広場（文光中央）、本町東1丁目の街路樹（本町第1）の維持管理を業務委託して行う。

《実施結果》

5 自治会と協働により実施した。

◆公園長寿命化計画に基づき公園の適切な維持管理を実施

公園長寿命化計画に基づき、公園の維持管理を実施する。

《実施結果》

中斜里農村公園の遊具更新を行った。

◆街路樹補植業務の実施

災害等で撤去した街路樹について、補植を行う。

《実施結果》

当年度は補植業務を行っていない。

◆街路樹病虫害防除業務の実施

街路樹の維持管理のため、病虫害の防除を行う。

《実施結果》

街路樹及び公園樹木の防除を実施した。

【推進項目 3】 緑化事業

◆斜里町植樹祭の開催

斜里町植樹祭は、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を通じ緑化思想の普及を図ることを目的に開催する。

《実施結果》

コロナウィルス感染症の影響で中止した。

◆水源涵養林への植樹

《実施結果》

水源涵養林として取得した来運地区下刈を行い、トドマツ 6600 本の植栽を実施した。

◆魚付き林の植樹等への協力

魚付き林の育成のための植樹等の実施に対して協力をを行う。

《実施結果》

斜里第一漁協の植樹に協力した。

基本目標 3 ごみの減量化・資源化に取り組む循環型社会の創造

基本施策 3-1 ごみの減量化、資源化の推進

ごみの減量・資源化を進めるため各施策は計画通り実行することができた。今年度も、衣類の資源化（衣類回収 BOX 設置）を行いごみの減量化をはかっている。

施策の方向 1 ごみの減量化、資源化の推進

【推進項目 1】 減量化の推進

◆広報等によるこまめな情報提供

ごみの減量化についての広報による呼びかけを行う。

《実施結果》

町広報紙及び町ホームページに掲載した。

◆店舗への簡易包装の呼びかけ

廃棄物を少なくするように、店舗への簡易包装の呼びかけを行う。

《実施結果》

ごみの分別の手引きに掲載し、呼びかけを行った。

◆マイバック運動、レジ袋有料化の促進

レジ袋の使用を減らし、環境負荷の低減を行うために、マイバッグの利用を促進する。

《実施結果》

ごみの分別の手引きに掲載し、呼びかけを行った。

◆集団回収への支援の実施

団体が集団回収を実施する日時をごみの収集カレンダーに記載し、支援を実施する。

《実施結果》

ごみ収集カレンダー（上半期・下半期）に斜里高校・斜里中学校の団体回収の日付を記載した。

【推進項目 2】 資源化の推進

◆広報等による情報提供

リサイクルの推進についての広報等による情報提供を行う。

《実施結果》

町広報紙 9 月号及び町ホームページに掲載した。

◆可燃性ごみの燃料化の実施

高温高圧処理施設において、ごみ固形燃料（RDF）を製造し、みらいあーる・病院のバイオボイラの燃料として利用する。

《実施結果》

バイオボイラでの利用を行った。

◆生ごみの堆肥化の実施、農地への還元の実施

生ごみ堆肥化施設での堆肥化を行い、みらいあーる施設の地域の農家へ還元を行う。

《実施結果》

受け入れた生ごみを全て堆肥化し、農家へ還元した。(5件 369t)

◆集団回収の周知等支援の実施

団体が集団回収を実施する日時をごみの収集カレンダーに記載し、支援を実施する。

《実施結果》

ごみ収集カレンダー（上半期・下半期）に斜里中学校・斜里高校の団体回収の日付を記載した。

◆資源化施設生成物需要調査事業の実施

資源化施設及び国保病院バイオボイラ以外の利用先を確保し、安定的に利用するための調査を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所以外の新規需要先を見つけるまでに至っていない。

◆生成物ペレット製品化加工事業の実施【再掲】

販売するため、生成物ペレット製品加工を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所に648t出荷した。

◆衣類の拠点収集の実施

衣類を資源化することにより、ごみの減量化を図る。

《実施結果》

町内4ヶ所で拠点回収を実施している。

◆てん菜遊離土の資源化対策（澱粉粕等を含む）検討

《実施結果》

JAによる堆肥化施設整備計画について、次期道営事業（三井越川地区）にて事業化することとしているが検討中である。

◆町内での下水道汚泥の堆肥活用検討

澱粉粕や規格外農産物の飼料化検討を行う。

《実施結果》

令和3年10月より、網走市との広域化・共同化が本格的に開始した。

基本施策 3-2 適切なごみ処理の推進

ごみによる環境負荷の低減をめざし、各施策概ね計画通り実行できている。今年度も引き続き、ポイ捨て禁止看板設置など取り組みを行っている。不法投棄については、警察と連携し対応を進めている。

施策の方向1 安定的なごみ収集体制づくり

【推進項目1】 快適なステーション環境づくり

◆春季環境整備週間・秋季環境整備週間の実施

快適な地域環境整備の一環として、環境整備週間を設定し、環境整備を行う。

《実施結果》

例年どおり、各自治会単位での清掃を行った。

◆自治会によるごみステーションの更新補修に対する補助金交付

自治会で設置しているごみステーションの更新・補修に対する補助金を交付する。

《実施結果》

自治会にごみステーション更新、補修に伴う補助金を交付した。各自治会に修繕に伴う補助金を交付した。

◆不適正排出防止対策の実施

ごみステーションへの不適正なごみの排出を防止するために、対策を講じる。

《実施結果》

不適正排出ごみへの張り紙を行い、注意・マナーの意識づけを行った。また、町民からの苦情や通報を受けて、回収や個人が特定される際には指導を行った。

【推進項目 2】 農業用廃プラの回収対策

◆農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会による自主的な回収処理を実施【再掲】

農業により排出された廃プラスチックの不法投棄を無くし、適正に処理がされることを目的として、推進協議会による処理を実施する。

《実施結果》

推進協議会を通じて、農業用廃プラスチックの適正処理を行った。

施策の方向 2

不法投棄、野外焼却対策等の推進

【推進項目 1】 観光客対策

◆観光客・滞在者に向けたごみ受入れ先情報の周知

野生生物へのえさやりやポイ捨ての防止のため、観光客や滞在者に向けたごみ受入れ先の情報の周知を行う。

《実施結果》

ポイ捨て禁止看板に併記し周知を図っている。近年増加傾向にあるキャンピングカー等の旅行者のゴミの受入れが課題となってきた。しゃり・うとろ両道の駅、R2 年度から遺産センター・自然センターでの有料引受けが実施されているが、周知の方法等の課題がある。

【推進項目 2】 不法投棄、野外焼却対策

◆広報等による周知の実施

不法投棄・野外焼却が法律違反であること、犯罪行為になることも含め、周知を行う。

《実施結果》

不法投棄やポイ捨て禁止看板での周知を行った。

◆苦情、通報への迅速な対応

通報があった不法投棄・野外焼却は、警察と連携し、対応を行う。

《実施結果》

事案発生の都度、対応をとっている。原因者が特定される場合は、警察と連携し対応している。

施策の方向 3

一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営

【推進項目 1】

一般廃棄物処理施設の管理運営

◆エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科最終処分場での安定処理の実施

エコクリーンセンター・リサイクルセンターの安定稼働および以久科最終処分場の安定処理を実施する。

《実施結果》

エコクリーンセンターは、資源化施設で製造された生成物ペレットの安定的な売却先があり、安定した稼働を行っている。リサイクルセンターも、安定した稼働を行っている。以久科最終処分場は、水処理を継続して実施した。

◆エコクリーンセンター地元地域の振興事業の実施

地域の要望に応じて、地元地域振興事業として、簡易水道の配水管の改修を行う。

《実施結果》

越川水道設備整備事業として、配水管更新工事を行っている。

◆以久科最終処分場の浸出水処理の継続実施

埋立を終了した以久科最終処分場の浸出水処理を継続して実施する。

《実施結果》

適正な処理を実施した。

◆リサイクルセンターのヤード不足対策の検討

リサイクルセンターのヤード不足を解消するために敷地の利用方法を検討する。

《実施結果》

引き続き検討をしている。

【推進項目 2】

エコクリーンセンターの安定稼働対策

◆生ごみ水分低減に関する周知啓発の実施

堆肥化の問題点である水分低減に関して周知啓発を実施する。

《実施結果》

「分別の手引き」、ホームページに掲載した。

◆生ごみ水分含有率調査の実施

町内の生ごみを回収し、生ごみの水分含水量を調査する。

《実施結果》

定期的な調査を実施した。(6回実施)

◆余剰生成物の安全な保管

販売先が決まるまでの間、保管される余剰生成物を安全に保管する。

《実施結果》

適切な保管を行っている。

◆資源化施設生成物需要調査事業の実施【再掲】

資源化施設及び国保病院バイオボイラ以外の利用先を確保し、安定的に利用するための調査を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所以外の新規需要先を見つけるまでに至っていない。

◆生成物ペレット製品化加工事業の実施【再掲】

販売するため、生成物ペレット製品加工を実施する。

《実施結果》

道内製鉄所に 648 t 出荷している。

◆最終処分場の適正な維持管理

最終処分場を適正な管理を行う。

《実施結果》

常時監視、把握を行っている。

◆斜里町災害廃棄物処理計画の策定検討

《実施結果》

各地の情報収集や計画策定の検討を行った。

◆廃棄物広域処理の検討

《実施結果》

広域化検討業委託を 1 市 5 町で実施した。

◆一般廃棄物処理基本計画策定

《実施結果》

計画素案を作成した。

基本目標 4 ➤ 安心な生活環境に恵まれた心豊かな快適社会の創造

基本施策 4-1 ➤ 大気・水環境の保全

河川排水に係る公害対策や水質測定など、大気・水環境の保全のための各施策は、おおむね計画通り実行できている。また、斜里川水系・河川環境保全連絡会を開催し、情報共有などを行っている。

施策の方向 1

公害対策の推進

【推進項目 1】

公害対策

◆公害関連法令等に基づく対象施設への監督、監視、指導

公害発生を未然に防ぐため、公害関係法令や公害防止協定に基づき、北海道と連携し、対象施設への監督、監視、指導を行う。

《実施結果》

適宜対象施設があった際には、対応を実施している。

◆苦情、通報への迅速な対応

日常生活の上での公害に対する苦情や通報に対応し、迅速な対応を行う。

《実施結果》

適宜対応を実施している。

◆中斜里澱粉工場の臭気測定実施

中斜里澱粉工場の稼働期間に臭気の測定を実施する。

《実施結果》

6月から11月まで毎月定点調査を実施した。

【推進項目2】 自然環境状況の基礎資料づくり

◆町内主要河川水質など定点測定の実施

斜里町内の自然環境の状態の推移を把握することを目的として、河川水質検査を行う。

《実施結果》

年2回（春・秋）6検体ずつ検査を実施した。（計12検体）

施策の方向2

公害防止協定の締結、環境影響評価の促進

【推進項目1】 公害防止協定の締結、環境影響評価の促進

◆環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の府内の情報共有

公害関係法令に合致し、著しく環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、庁舎内部で情報の共有を行う。

《実施結果》

事案ごとに必要部局と共有を行っている。

◆事業者の環境影響評価の支援

事業所が実施する環境影響評価について、町として協議を受け、指導を行う。

《実施結果》

該当する対応がなかった。

◆事業者との公害防止協定の締結

公害を発生する恐れがある場合、事業者との間に公害防止協定を締結し、地域に公害を与えない対応を行う。

《実施結果》

締結までは至らなかつたが、各種会議等で河川状況や排水などの基準について共有を行っている。

施策の方向3

河川、排水環境の保全

【推進項目1】 河川環境対策

◆100平方メートル運動地内岩尾別川河畔林保護柵等の維持管理【再掲】

岩尾別川改修と河畔林再生のための防鹿柵設置等、河川環境の復元を進める。

《実施結果》

パトロール及び補修が実施された。

◆河川海面関連工事協議会の開催

河川や海面付近での土木関連工事を行う事業について、漁業への影響を考慮し、漁協との事前協議の場として協議会を開催し、事前に工事の説明を行う。

《実施結果》

令和3年3月に協議会を開催した。

◆斜里川水系・河川環境保全連絡会の実施

ホクレン中斜里製糖工場、斜里町農業協同組合斜里第一漁協、ウトロ漁協と町で河川

環境について協議し情報を共有する事で、河川環境保全、向上に資する。

《実施結果》

定例会を8月に開催し、事務レベル会議を1回開催し情報共有等をはかっている。その他、連絡会として斜里川水系河川清掃活動およびホクレン中斜里製糖工場排水設備見学を開催した。

◆斜里川水質の測定【再掲】

斜里町内の自然環境の状態の推移を把握することを目的として、河川水質検査を行う。

《実施結果》

年2回（春・秋）6検体ずつ検査を実施した。（計12検体）

◆水の重要性の普及啓発

自然環境資源としての水の重要性を認識してもらい、環境に負荷のかかる可能性がある活動についての自制を促すための普及啓発活動を行う。

《実施結果》

COOL CHOICE事業の一部で実施した。

◆魚付き林の植樹等への協力等実施【再掲】

魚付き林の育成のための植樹等の実施に対して協力をう。

《実施結果》

斜里第一漁協植樹に協力をした。

【推進項目2】 排水路対策

◆多面的機能支払交付金事業（農地維持、資源向上対策）の推進【再掲】

《実施結果》

地域組織等による排水路や農道の保全管理活動を支援した。

◆排水機場、排水ポンプの設置管理【再掲】

農地・市街地を流れる排水路の末端で洪水対策の必要な役割を果たす、斜里右岸、美咲排水機場の維持管理を地元関係管理組合と協働して行う。

《実施結果》

団体営事業による維持管理実施と地域の管理組織が行う取り組みを支援した。

◆土地改良事業による排水対策、大区画化の推進

《実施結果》

国営、道営事業により町内一円の農地基盤整備事業を実施した。

◆土地改良財産（幹線排水路）の維持管理

幹線排水路の維持管理を行う。

《実施結果》

管理組合や多面協議会と連携し、適切に管理を実施した。

◆道路側溝等維持管理事業（雨水樹等改修事業）

路面から隆起している雨水樹の改修を行う。

《実施結果》

適宜、維持管理を行っている。

◆道路側溝等維持管理事業（中斜里地区側溝等改修）

町道縦断している道路側溝管の不陸の改修を行う。

《実施結果》

改修を実施している。

施策の方向 4

海洋環境の保全

【推進項目 1】 海岸美化活動【再掲】

◆国立公園内クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施【再掲】

環境省、住民ボランティアと協働で、年 1 回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和 3 年度は、ルシャ地区において 10 月 17 日に 49 名の参加で 230 kg の廃棄物を回収した。

◆海岸管理者と連携した漂着物撤去事業の実施

海岸管理者（道）と連携し、漂着物の撤去を実施する。

《実施結果》

漂着流木の処理等を行った。

◆自治会連合会による前浜清掃などボランティアの清掃活動の実施及び支援【再掲】

自治会連合会が主催する前浜清掃等を実施し、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

6 月 27 日に 180 名の参加者で実施した。

施策の方向 5

水源の保全

【推進項目 1】 水道の安定供給対策

◆水源及び施設の適切な維持管理

上水道水源地や浄水施設等の適切な維持管理を行う。

《実施結果》

適正な管理を実施した。

◆越川水道設備整備事業の実施

地元地域振興事業として、越川水道の配水管の改修を行う。

《実施結果》

計画通り実施し、工事が完了した。

◆農村地域水源及び施設の維持管理支援

農村地域水源及び施設の維持管理に対し支援を行う。

《実施結果》

無水地域の飲食用水確保・整備を支援した。

施策の方向 6

森林の保全（再掲）

【推進項目 1】 100 m²運動地の森林再生【再掲】

◆運動地の針広混交林形成に向けた各種作業（苗畑作業、防鹿柵設置補修、樹木保護）の実施

運動地の森林再生は、様々な樹種が入り混じる針広混交林を目指している。その手法としては、小型広葉樹苗を防鹿柵に植えこむ手法や柵外の針葉樹林の穴地に大型広葉樹苗を植え込む手法で行う。

《実施結果》

100 平方メートル運動地森林再生業務を知床財団に委託し、苗畑からの移植、防鹿柵補修、樹木保護を実施した。

◆森林再生専門委員会議の開催、運動推進本部、支部との連携

運動地の方針や方向性は、動植物の専門家や地元の有識者で構成される森林再生専門委員会議を開催する。また、運動参加者の拡大に向けた取り組み、会員相互の親睦交流、運動の持続的な発展に協力することを目的として、行政と町民で構成する運送推進本部を設置している他、支部として関東支部及び関西支部を設置している。

《実施結果》

11 月に専門委員会議を開催し、3 月に運動推進本部を開催した。関東、関西、北海道支部に活動助成した。運動推進本部による町内施設展示更新に係るワークショップを開催した。

【推進項目 2】 町有林、民有林の整備

◆斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備【再掲】

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

下刈 15.20ha、間伐 5.92ha、皆伐 7.72ha を実施した。

◆町有林の現況把握のための調査実施【再掲】

町有林の現況把握のため調査を実施する。

《実施結果》

町有林現況調査を実施した。

◆関係団体との連携による各種補助制度を活用した適期の施業実施【再掲】

関係団体と連携し、民有林の整備等を実施する。

《実施結果》

間伐、保育間伐、下刈りを実施した。

◆事業実施団体への情報提供【再掲】

《実施結果》

町有林、民有林の適正な管理のために事業実施団体と情報の共有を行った。

◆森林環境譲与税を活用した斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業による民有林整備
促進

《実施結果》

森林環境譲与税基金を活用した補助制度により民有林の整備促進を図った。

施策の方向 7

生活排水設備の整備の推進

【推進項目 1】 下水道の普及促進対策

◆下水道未接続者に対する接続要請の実施

下水道区域内で未接続の町民に対して接続要請を行う。

《実施結果》

実施できなかった。

【推進項目 2】 下水道施設の更新

◆水処理設備更新工事の実施

《実施結果》

長寿命化計画に基づき工事を実施した。

【推進項目 3】 净化槽の普及促進対策

◆浄化槽設置整備事業の実施

下水道区域外に居住する町民が、水洗化を行うために浄化槽を設置する費用に対して、助成を行う。

《実施結果》

令和 3 年度は、10 件の助成を行った。

◆浄化槽未設置者に対する啓発の実施

生活排水の垂れ流しによる環境汚染や汲み取りトイレからの水洗化を促進するために浄化槽の設置を呼び掛ける。

《実施結果》

浄化槽設置整備補助について、広報紙で周知を行った。

基本施策 4－2 快適な生活環境の保全

環境美化、公園緑地の整備や歴史的文化的環境資源の保存・活用など快適生活環境の保全のため各施策おおむね実行できている。引き続き、環境美化活動の推進のため前浜清掃など各機関が連携をはかり取り組んでいる。

施策の方向 1 環境美化対策の推進

【推進項目 1】 環境美化活動の推進

◆花いっぱい運動の実施

斜里町自治会連合会環境衛生部会が実施している緑化推進運動の一環として行われており、町内の自治会単位・事業所による花壇作りを行う。

《実施結果》

多くの自治会の参加のもとで実施された。

◆ゴミ護美大作戦の実施

ウトロ自治会では、きれいで気持ち良い地域づくりのために、各班単位で区域を分けゴミ拾い活動を行う。

《実施結果》

コロナウィルス感染症の影響により中止となった。

◆前浜清掃の実施

自治会連合会が主催する前浜清掃等を実施し、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

180人の参加があり実施した。

◆一斉清掃日(一掃き運動)の実施(5月～10月の1日及び15日)

5月～10月までの1日と15日を一斉清掃日と位置付け、広報周知して取り組む。

《実施結果》

各自治会の取組として実施されている。

◆春季環境整備週間、秋季環境整備週間の実施

各地域・家庭の環境整備を行う週間として設定し、各自治会役員による清掃視察を実施する。

《実施結果》

各自治会で実施した。

◆自治会やボランティアによる清掃活動の支援(公共用ごみ袋の配布、ごみの回収など)

地域での一斉清掃や環境美化運動において、公共用地の美化を行う活動に際して、公共用ごみ袋を配布し、拠点回収等を実施する。

《実施結果》

ボランティアとして、地域のごみ拾いや公営住宅での共同作業等での美化活動に対してごみ袋の配布と回収を実施した。

【推進項目 2】 身近な自然環境と調和した景観の確保

◆斜里町植樹祭の開催【再掲】

《実施結果》

コロナウィルス感染症の影響により中止となった。

◆魚付き林の植樹等への協力【再掲】

《実施結果》

斜里第一漁協の植樹に協力した。

◆海岸線道路のガードレール除雪実施

車からの景観（流氷等）を改善するためガードレールの除雪を行う。

《実施結果》

コロナ感染対策のため期間を1週間設定し個別で協力依頼を行った。（R3.2.1～2.7）

【推進項目 3】 ポイ捨て禁止対策

◆環境美化推進協力員と連携した監視、啓発活動

ポイ捨て禁止条例に基づく環境美化推進協力員を置き、環境美化の推進に関し必要な啓発・監視・指導などの活動について協力を求める。

《実施結果》

各自治会より代表者の推薦を受け、推進員として活動を行った。

◆不法投棄対策監視カメラの導入

《実施結果》

町内3カ所に設置し運用した。

◆苦情、通報への迅速な対応

ポイ捨ての町民からの苦情・通報に迅速に対応し、斜里町の環境美化を推進する。

《実施結果》

ポイ捨て事案の通報に対して、都度回収等の対応を行った。

◆ポイ捨て禁止看板の製作

ポイ捨て禁止の啓発のため、看板を製作し設置する。

《実施結果》

ポイ捨て禁止看板を町内に設置した。

施策の方向 2

緑化の推進

【推進項目 1】 公園の管理運営

◆除草業務の実施

公園内の維持管理として、除草業務を委託して実施する。

《実施結果》

委託により実施した。

【推進項目 2】 緑化事業

◆斜里町植樹祭の開催【再掲】

斜里町植樹祭は、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を

通じ緑化思想の普及を図ることを目的に取り組む。

《実施結果》

コロナウィルス感染症の影響により中止となった。

◆魚付き林の植樹等への協力等実施【再掲】

魚付き林の育成のための植樹等の実施に対して協力を行う。

《実施結果》

斜里第一漁協の植樹に協力した。

◆公共施設の緑化への配慮

公共施設の整備や環境美化として、緑化に配慮した取り組みを行う。

《実施結果》

各施設が維持管理を行っている。

施策の方向 3

身近な緑や水辺とのふれあいの場づくり

【推進項目 1】 身近な自然環境の保全

◆環境緑地保護地区、記念保護樹木の適切な保全管理【再掲】

環境緑地保護地区 2 箇所、記念保護樹木 4 箇所の維持管理を行う。

《実施結果》

現状点検、施肥を実施した。

【推進項目 2】 みどり工房しやりの管理運営

◆産業まつりなど多目的広場等を活用したイベント、都市住民との交流

みどり工房内の多目的広場を活用し、産業まつりやその他イベントを実施することで、身辺の緑とふれあう場所づくりを行う。

《実施結果》

新型コロナの影響により、産業まつりが令和 2 年度に続き中止となったが、引き続きイベント活用、都市住民との交流場所として管理運営を行っている。

【推進項目 3】 博物館野外観察園整備

◆周辺樹林の環境改善

博物館裏の野外観察園について、過密化した樹木を整備し、ヒグマの進入を抑制し、町民に親しまれ、利用される観察園に整備する。

《実施結果》

野外観察園の清掃や草刈り作業を随時実施した。

【推進項目 4】 知床自然センタ一周辺整備

◆遊歩道の解説表示、道標等の整備実施

公園利用者の知床自然センターへの効率的かつ適正な誘導を行うため、誘導看板等を設置する。

《実施結果》

無雪期にシカ柵コースと開拓小屋コースの説明看板、積雪期には道標を整備している。

【推進項目1】 文化財登録調査

◆チャシコツ岬上遺跡の国指定文化財登録に向けた取り組み実施

《実施結果》

町民見学会を開催しているほか、保存活用計画を策定した。

【推進項目2】 歴史的建築物等の保存

◆旧役場庁舎(図書館)、川端家住宅など歴史的な建築物の保存、活用の検討

歴史的建造物として保存の検討がされている旧役場庁舎および川端家について、将来にわたって保存するか評価を行うために、現状の維持補修と専門家による価値評価のためのアドバイスを得つつ、並行して活用の検討につなげる。

《実施結果》

旧役場庁舎(図書館)において、町民団体との協働によりアートイベントを実施した。

基本目標 5 みんなで環境の保全・創造に取り組むまちづくり

基本施策 5-1 環境を守り育む人づくりの推進

環境教育や環境学習の推進など環境問題に取り組む人材育成、環境施策の担い手を育成するための各施策は、概ね計画通り実行できている。これらの成果に加え、ユネスコスクールなどの取り組みも行っている。

施策の方向 1 学校教育における環境学習の推進

【推進項目 1】 学校教育における環境学習の推進

◆知床の地域資源を活かした「ふるさと学」実施

世界遺産知床の地域資源を活かした「ふるさと学」を実施する。

《実施結果》

総合的な学習の時間等で知床や世界遺産・斜里町の環境についての学習を実施した。

◆社会科副読本等の活用

社会科副読本として、教職員等で編成した「しゃり」を活用して、ふるさとや環境学習を実施する。

《実施結果》

小学3・4年生に、社会科副読本「しゃり」を活用した環境学習を行った。副読本は、R元年度で全面改訂し、「世界自然遺産」や「しがとこ100平方メートル運動」の取組をより詳しく紹介した内容としている。

◆学校教育の中での環境教育活動に関する博物館との連携及び支援

博物館が学校の環境教育活動を支援し、学校と連携した教育を実施する。

《実施結果》

総合学習などに講師として指導にあたっている。

◆世界遺産体験学習の実施（斜里中・知床ウトロ学校）

博物館が学校の世界遺産体験学習を支援し、学校と連携した教育を実施する。

《実施結果》

7/8に、知床ウトロ学校（7年生）、10/26に、斜里中学校（1年生）を対象に実施した。

【推進項目 2】 ユネスコスクール認定校の活動支援

◆斜里高校「知床・産業系列（知床自然概論）」への講師派遣等

職員による斜里高校授業への講師を派遣する。

《実施結果》

「知床自然概論」では、博物館や環境課の職員が講師を務め、12時限の講座を実施した。今後も継続的に講師の派遣を行う。

◆羅臼町ユネスコスクールとの交流

斜里町、羅臼町のユネスコスクール加盟校の交流・連携を実践する。

《実施結果》

10/6に、知床ウトロ学校9年生と知床未来中学校3年生の生徒が、交流授業を実施した。羅臼町が実施している知床学の取組に対して、博物館から羅臼高校に講師を派遣した。（4時限）。

◆町内の既存ユネスコスクールへの支援

町内のユネスコスクールへ環境学習支援を行う。

《実施結果》

行事・研修等の情報提供を行った。

施策の方向 2

地域、社会など幅広い場における環境学習の推進

【推進項目 1】 地域における環境学習の推進

◆知床愛護少年団活動費助成

《実施結果》

令和 3 年度は、225 千円の助成を行った。

◆博物館キッズ育成事業の実施

地域の自然や歴史に実際にふれる機会を増やし、子どもたちに机上ではない知識を体験して学んでもらうことを目的として 1 年を通じて実施する。

《実施結果》

博物館キッズを年間を通じて実施している。

◆100 平方メートル運動交流事業の実施

運動を伝え、次世代に引き継いでいくことを目的とし、運動参加者と斜里町民を対象とした以下の 3 つの交流事業を展開している。

- ・知床自然教室…小学校 4 年生から高校 3 年生を対象に、7 泊 8 日の野外生活をしながら知床の自然について学ぶ。
- ・しがらき森の集い…毎年 10 月中旬に、午前は運動地散策ツアーやネイチャーゲームなどのプログラム、午後には運動地に苗木の植樹を行う。
- ・森づくりワークキャンプ…5 泊 6 日の日程で寝食を共にしながら、合宿形式で森づくり作業に打ち込む。

《実施結果》

令和 3 年度の結果は、以下の通り。

- ・知床自然教室中止、知床自然教室 Web 集会を実施し、14 名が参加した。
- ・斜里っ子自然教室 17 名参加
- ・しがらき森のつどい 126 名参加
- ・ワークキャンプ春（中止）、秋（7 名）参加

◆植樹祭、前浜清掃の実施

斜里町植樹祭は、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を通じ緑化思想の普及を図ることを目的に取り組む。自治会連合会が主催する前浜清掃等を実施し、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

町民植樹祭はコロナウィルス感染症感染状況により中止するも、前浜清掃は実施した。

【推進項目 2】 環境学習の場の提供

◆博物館の常設展示、企画展による普及啓発

博物館内の常設展示・企画展示を充実させ、おじろ通信等による普及啓発を図る。

《実施結果》

各種ロビー展を実施したほか、常設展で普及啓発をはかっている。

◆知床自然センター、100 m²運動ハウス、知床自然教育研修所の管理運営

町の知床関連管理施設の管理運営を指定管理により行う。

《実施結果》

知床財団に指定管理委託を行っている。

◆図書館資料の企画展示による普及啓発

《実施結果》

常設展やロビー展などを通じて普及啓発をしている。

◆みらいあーる、リサイクルセンターでの視察受け入れ

児童・生徒や町民の見学を積極的に受け入れ、斜里町が行う資源再生・リサイクルによる循環型社会推進の環境教育の場として活用する。

《実施結果》

町内学校等の視察を受け入れた。

◆100 m²運動地の公開、交流事業の実施

100 平方メートル運動地の公開と普及を目的に、知床自然センター隣接作業地に運動地公開コース「しれとこ森づくりの道ホロベツルート」を開設した。平成 26 年度は、知床国立公園指定 50 周年事業の一環として、知床国立公園複数の歩道（トレイル）の試験的な設置・供用を行う。

《実施結果》

令和 3 年度の結果は、以下の通り。

- ・知床自然教室中止、知床自然教室 Web 集会を実施し、14 名が参加した。
- ・斜里っ子自然教室 17 名参加
- ・しれとこ森のつどい 126 名参加
- ・ワークキャンプ春（中止）、秋（7 名）参加

◆COOL CHOICEの周知

二酸化炭素排出抑制対策など国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発を通じ行う。

《実施結果》

環境教室、参加者アンケート、パネル展事業等実施した。

【推進項目 3】 事業者が行う環境教育等への支援

◆COOL CHOICE運動への支援実施

事業者が行う COOL CHOICE 運動の支援を行う。

《実施結果》

事案が無かった。

【推進項目 4】 教材・学習プログラム等の整備と活用

◆世界遺産環境学習プログラムの提供

斜里中学1年生、知床ウトロ学校7年生を対象に世界遺産知床の体験学習を実施する。

《実施結果》

例年どおり、総合的学習等で実施した。



施策の方向 3

効果的な情報提供

【推進項目 1】 情報提供の充実と環境報告書の作成

◆環境報告書の作成、公表

斜里町の環境に関する事業の実施状況がわかるように環境基本条例に基づき、環境報告書を作成し、公表する。

《実施結果》

斜里町環境報告書2020を作成し、12月公表した。

◆しづとこの森通信の発行、発送

運動地の森づくりの様子を伝える広報紙「しづとこの森通信」を毎年6月に発行し、運動参加者及び町民に配布している。また、町民向けに「しづとこの森通信ミニ号」を発行し、春、秋、冬3号を発行する。

《実施結果》

運動参加者向け19,134部、町民向け広報折込約5,000部発行した。

【推進項目 2】 博物館収蔵資料の整理と活用

◆民俗資料など各分野における資料整理

博物館の民俗資料など各分野における資料整理とデータベースの電子化を図る。

《実施結果》

民俗資料を中心に資料整理を進めている。

施策の方向 4

人材の育成と活用

【推進項目 1】 環境教育指導者の育成

◆教職員の環境教育にかかる研修機会の提供

教職員へ環境教育を行い、児童生徒への指導や環境学習への意欲を高めることを目的として、研修機会を提供する。

《実施結果》

実施できなかった。

◆博物館講座等による環境教育活動

博物館講座において、環境教育活動に関わる自然などについて講義を行う。

《実施結果》

博物館講座を年間通して実施している。

◆博物館、知床財団による実習生、インターの受け入れ

斜里町での取り組みや知床の自然を体感・学習してもらい、将来の人材を育成することを目的として、実習生・インターを受け入れる。

《実施結果》

学芸員実習、インター受入を行った。

【推進項目 2】 環境施策の担い手の確保育成

◆獵友会運営、ハンター保険料、技術向上事業に対する補助金交付

獵友会に対し、運営費として 37 千円、ハンター保険加入事業に対し 90 千円、新人育成事業に対し 180 千円を助成する。

《実施結果》

令和 3 年度においても、同額を助成した。

◆新規狩猟者確保対策補助事業の創設、補助金交付

平成 26 年度に創設。新たに狩猟（第 1 種銃猟）免許及び銃所持許可を取得した者が獵友会に加入し、一定の条件を満たす場合、上限 90 千円とし獵友会を通じて補助する。

《実施結果》

4 名が免許取得となった。

◆知床財団への各種業務委託、理事会への参画

専門性の高いヒグマ管理対策業務・知床五湖水道施設管理業務・自然環境保護管理業務・100 m²運動森林再生業務・岩尾別川再生業務について、知床財団に業務委託する。

《実施結果》

ヒグマ対策管理事業、自然環境保護管理等の 5 事業を知床財団に委託発注し、理事会に出席した。

◆知床五湖登録引率者養成研修等の実施

「知床五湖のあり方協議会」の傘下にある「知床五湖登録引率者審査部会」で登録引率者の養成、審査を実施する。

《実施結果》

町が構成団体に加わっている知床五湖登録引率者部会において、各種研修を行った。

◆G A P 認証取得に向けた取り組みの普及

《実施結果》

情報収集と各作物部会を中心とした検討に止まっており、認証取得には至っていない。

1-2-3 施策成果指標実施状況

各施策の中で、数値項目で確認ができる項目について、第6次斜里町総合計画と関係する項目を含め指標として、随時年次での実施状況を確認する。

基本目標	指標内容	基準値	R3 実績	目標値(H35)	備考
境の人と自然が共生する豊かな環	自然環境や野生動物対策に対する満足度	3.26pt	(H30) 3.48pt	3.42pt	
	町指定環境緑地保護地区数	2箇所	2箇所	2箇所以上	
	町指定記念樹木数	5箇所	5箇所	5箇所以上	
	100平方メートル運動の森トラスト参加数（累計）	15,751件	22,081件	25,000件	
	野生鳥獣による農業被害額（年間）	35,973千円	23,821千円	30,000千円	
	エゾシカ生息数指数（北海道東部地域・狩猟期前）	100	(H27) 120	50	
炭素社会の創造に取り組む低防	ヒグマによる人身事故発生数	0件	0件	0件	
	住宅用太陽光発電システム導入戸数（累計）	94戸	140戸	214戸	
	公共施設への再生可能エネルギー導入施設数	5件	5件	5件以上	
	バイオ燃料利用施設数	2施設	2施設	2施設以上	
会化にごみの減量循環・型資源	省エネ等の講座の開催数（年間）	0回	2回	1回以上	
	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度	3.62pt	—	3.80pt	
	一人一日当たりごみ排出量（年間）	417g	346.2g	395g以下	
	ごみ排出量（年間）	5,153t	3,872t	4,380t	
	リサイクル率	47.3%	62.4%	70%以上	
社会安心な生活環境に恵まれた心豊かな快適	家電リサイクル品不法投棄件数（年間）	11件	11件	10件以下	
	定点測定箇所数（年間）	1箇所	1箇所	1箇所以上	
	上下水道、浄化槽整備の満足度	3.57pt		3.75pt	
	浄化槽設置基数（累計）	340基	412基	460基	
	下水道水洗化率	87.8%	95.1%	90%	
	下水道未接続者の減少数（年間）	—	8件	10件	
	公園や緑地・街路整備に対する満足度	3.09pt		3.24pt	
造り組むまちづくりでみんなの環境の保全・創	町民一人当たりの都市公園面積	26.8m ²	26.8m ²	26.8m ²	
	文化財の指定数	15件	16件	増加又は上位指定	
	学校や地域との連携事業数（年間）	20事業	事業	25事業	
	知床博物館入館者数（年間）	11,317人	5,730人	12,000人	
	知床自然センター入館者数（年間）	167,211人	178,711人	180,000人	
	学芸員等実習受入数（年間）	3人	4人	3人以上	
町内狩猟者登録数	町内狩猟者登録数	44人	53人	50人	
	知床五湖登録引率者数	25人	29人	40人	

第2章 地球温暖化防止実行計画

2-1 地球温暖化防止実行計画の概要

2-1-1 計画の目的

地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定する。

【地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋】

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2-1-2 計画の位置づけ

斜里町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、策定する。

2－1－3 計画の対象範囲

本計画は、斜里町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする(表2-1-3)。なお、指定管理者制度等により委託を実施している事務事業は原則として対象ですが、業務委託事業は対象外とする。ただし、業務委託のうち道路除排雪業務委託及び下水処理場維持管理業務委託については対象とする。

表2-1-3 対象組織及び施設一覧

部	課	施設
総務部	企画総務課	総合庁舎、しれとこラボ（旧法務局）
	財政課	旧農業開発事務所
	ウトロ支所	ウトロ漁村センター、ロードヒーティング、オロンコ岩トンネル・トイレ・駐車場、公衆トイレ、寿の家、一般賃貸住宅
	環境課	知床自然センター、知床自然教育研修所、オホツク斎場、靈園・墓地、エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科清掃センター
民生部	住民生活課	防犯街路灯
	保健福祉課	総合保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、町民憩いの家、老人福祉センター
	こども支援課	常設保育園、へき地保育所、児童館
	子ども通園センター	子ども通園センター
産業部	農務課	排水機場、みどり工房多目的広場、農業振興センター
	水産林務課	漁港街灯
	商工観光課	オシンコシントイレ、来運公園トイレ、自然休養村管理センター、ウトロ温泉夕陽台の湯、知床斜里観光案内センター、産業会館、道の駅しゃり、道の駅うとろ・シリエトク

	建設課	公園・緑地、道路維持車両、除雪センター、道路管理施設
	水道課	来運浄水場、ウトロ浄水場、ウトロ香川ポンプ、ウトロ香川配水池、下水処理場
教育委員会	生涯学習課	(旧)小学校、町立学校、母と子の家、給食センター
	公民館	ゆめホール知床、公民館分館、アトリエぴらが、海洋センター、武道館、体育施設
	博物館	知床博物館、埋蔵文化財センター
	図書館	図書館
国保病院	国保病院	国保病院
その他	公用車	すべての公用車(ダンプなど作業用車両を除く)

2－1－4 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた6種類のガス(①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロ・フルオロ・カーボン類、⑤パー・フルオロ・カーボン類、⑥六フッ化硫黄)のうち、二酸化炭素(CO₂)を対象とする。

2－1－5 計画期間

基準年度を平成29年(2017年)度とし、計画期間を平成31年度(2019年4月)～令和5年度(2024年3月)までの5年間とする。目標年度については、令和4年度とする。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2－2 計画の進行状況

令和元年度の概要と基準値について報告する。

2－2－1 基準年度の二酸化炭素の排出量

斜里町の事務・事業における基準年度(平成29年度)の二酸化炭素総排出量は、7,408,455kg-CO₂である(表3-2-1のとおり)。

二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の50%を占め、次いでA重油の使用が25%、灯油の使用が14%で全体の89%を占めている。

表3-2-1 基準年度(平成29年度)の二酸化炭素排出量

燃料種類	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 全体構成比 (%)
ガソリン	75,206	1.02
灯油	1,053,660	14.22
軽油	292,235	3.94
A重油	1,869,819	25.24
LPG	25,518	0.34
電気	3,733,558	50.40
RDF	358,460	4.84
合計	7,408,455	100.00

2-2-2 部別課別の温室効果ガス排出量

令和3年度の二酸化炭素排出量を部別に見ると、総務部が全体の30%を占め、次いで教育委員会が29%、産業部が15%を占めている。課別に見ると、環境課が全体の27%を占め、次いで生涯学習課が17%、国保病院が12%で全体の56%を占めている。

課別で二酸化炭素排出量の最も多い環境課のうち、廃棄物処理等による排出量が多くを占めている。(表3-2-2のとおり)

平成30年に策定した第二期実行計画では、二酸化炭素排出量の少なかった平成29年度実績を基準にしております。

令和3年度は、基準年の平成29年度と比較して排出量は増加しております。公用車の低燃費車導入やコロナウイルス感染症の影響を受けての各施設の利用形態の変化など削減につながる動きはあったものの、エネルギー使用把握方法の検証等により把握可能施設の追加があり、基準年数値を超過しております。

これまで取り組んできております削減行動や新たな取組の検討などを引き続き行い、2030年度-46%、2050年度カーボンニュートラル実現に向け、様々な取組を進めていきます。

表3-2-2 令和3年度の部別課別の二酸化炭素排出量

単位:CO2-kg

部	課	二酸化炭素排出量							全体構成比
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	RDF	
総務部	企画総務課	79	1,825	155	98,915	4,482	76,830		182,286 2.42%
	財政課						11,421		11,421 0.15%
	ウトロ支所	35	27,739			26	41,807		69,607 0.92%
	環境課	69	254,070	93,044	482,109	62	1,117,194	108,545	2,055,092 27.28%
	総務部計	183	283,634	93,198	581,024	4,569	1,247,252	108,545	2,318,406 30.78%
民生部	住民生活課						267,250		267,250 3.55%
	保健福祉課		155,044		43,360	193	99,898		298,495 3.96%
	子ども支援課		83,692			3,551	58,834		146,077 1.94%
	子ども通園センター		6,325			32	3,965		10,322 0.14%
	民生部	0	245,061	0	43,360	3,776	429,948		722,145 9.59%
産業部	農務課	2,105	67,989	681	8,103	1,188	93,262		173,329 2.30%
	水産林務課						16,597		16,597 0.22%
	商工観光課		41,706		21,553		220,492		283,750 3.77%
	建設課	494	8,889	1,117			22,162		32,662 0.43%
	水道課	971	32,051	2,399		1,076	611,867		648,364 8.61%
教育委員会	産業部計	3,570	150,635	4,198	29,656	2,264	964,379		1,154,702 15.33%
	生涯学習課	1,155	133,521	1,218	449,860	7,666	714,820		1,308,239 17.37%
	公民館	1,949	136,025	9,135	219,510	284	276,700		643,603 8.54%
	博物館	886	22,111				89,919		112,917 1.50%
	図書館		39,018				63,923		102,941 1.37%
国保病院	教育委員会計	3,990	330,675	10,353	669,370	7,949	1,145,363		2,167,700 28.78%
	国保病院		24,561		417,340	5,972	503,731		951,604 12.63%
	公用車		54,683		162,870				217,553 2.89%
	合計		62,426	1,034,566	270,619	1,740,750	24,531	4,290,673	108,545 7,532,110 100.00%

基準年度排出量・削減目標

区分	基準年度排出量 平成29年度	目標年度排出量 令和4年度	令和3年度排出量
二酸化炭素(CO ₂)	7,408,455 kg-CO ₂	6,667,610 kg-CO ₂	7,532,110 kg-CO ₂

2-2-3 削減目標

平成29年度を基準年として、計画期間の目標年度である令和4年度の二酸化炭素排出量を、9%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成29年度	削減目標	目標年度排出量 令和4年度
二酸化炭素(CO ₂)	7,408,455 kg-CO ₂	9 %	6,667,610 kg-CO ₂

第2期 斜里町地球温暖化防止実行計画

(平成31年度～平成35年度)
(2019年4月～2024年3月)

平成30年11月

(2018年11月)

斜里町

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量	4
2. 基準年度の部別課別の温室効果ガス排出量	5
3. 削減目標	6

第3章 具体的な取組

1. 温室効果ガスの排出量の削減に直接的な効果がある取組	7
2. 温室効果ガスの排出量の削減に間接的な効果がある取組	8

第4章 推進・点検体制

1. 推進・点検体制	9
2. 進捗状況の公表	9

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。斜里町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年（2018年）度とし、計画期間を平成31年度（2019年4月）～平成35年度（2024年3月）までの5年間とする。目標年度については、平成34年度とする。なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

本計画は、斜里町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする（表1のとおり）。なお、指定管理者制度等により委託を実施している事務事業は原則として対象であるが、業務委託事業は対象外とする。ただし、業務委託のうち道路除排雪業務委託及び下水処理場維持管理業務委託については対象とする。

表1 対象組織及び施設一覧

部	課	施設
総務部	企画総務課	総合庁舎、しれとこらぼ（旧法務局）
	財政課	旧農業開発事務所
	ウトロ支所	ウトロ漁村センター、ロードヒーティング、オロンコ岩トンネル・トイレ・駐車場、公衆トイレ、寿の家
	環境課	知床自然センター、知床自然教育研修所、オホーツク斎場、靈園・墓地、エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科清掃センター
民生部	住民生活課	防犯街路灯
	保健福祉課	総合保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、町民憩いの家、老人福祉センター

	こども支援課	常設保育園、へき地保育所、児童館
	子ども通園センター	子ども通園センター
産業部	農務課	排水機場、みどり工房多目的広場、農業振興センター
	水産林務課	漁港街灯
	商工観光課	オシンコシントイレ、来運公園トイレ、自然休養村管理センター、ウトロ温泉夕陽台の湯、知床斜里観光案内センター、産業会館、道の駅しやり、道の駅うとろ・シリエトク
	建設課	公園・緑地、道路維持車両、除雪センター、道路管理施設
	水道課	来運浄水場、ウトロ浄水場、ウトロ香川ポンプ、ウトロ香川配水池、下水処理場
教育委員会	生涯学習課	小学校、中学校、義務教育学校、旧小学校 母と子の家、給食センター
	公民館	ゆめホール知床、公民館分館、アトリエぴらが、海洋センター、武道館、体育施設
	博物館	知床博物館、埋蔵文化財センター
	図書館	図書館
国保病院	国保病院	国保病院
その他	公用車	すべての公用車(ダンプなど作業用車両を除く)

(平成30年4月現在)

4. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガス(①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロ・フルオロ・カーボン類、⑤パー・フルオロ・カーボン類、⑥六フッ化硫黄)のうち、二酸化炭素(CO₂)を対象とする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

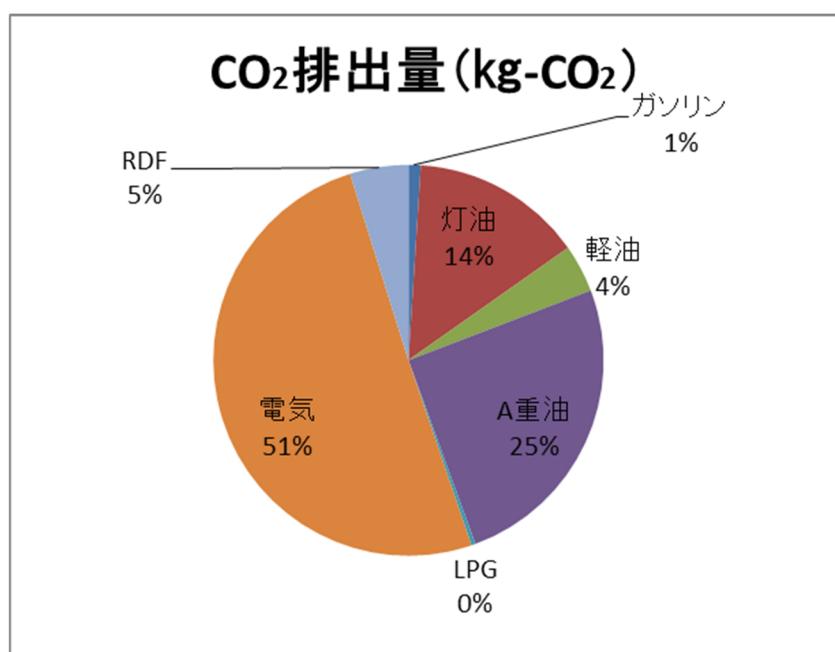
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

斜里町の事務・事業における基準年度(平成29年度・2017年度)の二酸化炭素総排出量は、7,408,456 kg-CO₂である(表2のとおり)。

二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の50%を占め、次いでA重油の使用が25%、灯油の使用が14%で全体の89%を占めている。

表2 基準年度(平成29年度・2017年度)の二酸化炭素排出量

燃料種類	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 全体構成比 (%)
ガソリン	32,436 ℥	75,205.8	1.01
灯油	423,156 ℥	1,053,659.9	14.22
軽油	113,304 ℥	292,235.2	3.95
A重油	689,970 ℥	1,869,818.7	25.24
LPG	7,814 m ³	25,518.2	0.34
電気	7,207,641 kWh	3,733,558.0	50.40
RDF	439 t	358,459.5	4.84
合計		7,408,455.5	100.00



2. 基準年度の部別課別の温室効果ガス排出量

基準年度（平成29年度・2017年度）の二酸化炭素排出量を部別に見ると、総務部が全体の31%を占め、次いで教育委員会が28%、産業部が17%を占めている。課別に見ると、環境課が全体の27%を占め、次いで生涯学習課が17%、国保病院が11%で全体の55%を占めている（表3のとおり）。

課別で二酸化炭素排出量の最も多い環境課のうち、廃棄物処理による排出量が85%を占めている。

表3 基準年度（平成29年度・2017年度）の部別課別の二酸化炭素排出量

部	課	二酸化炭素排出量							全体構成比
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	RDF	
総務部	企画総務課	88	4,099	255	111,381	587	72,895		189,305 2.56%
	財政課								0 0.00%
	ウトロ支所	63	8,919		32,520	76	39,132		80,710 1.09%
	環境課	0	268,066	47,271	359,888	109	1,038,776	340,425	2,054,535 27.73%
	総務部計	151	281,084	47,526	503,789	772	1,150,804	340,425	2,324,550 31.38%
民生部	住民生活課						42,085		42,085 0.57%
	保健福祉課		172,011		94,498	788	94,467		361,764 4.88%
	子ども支援課		79,136			4,304	44,337		127,777 1.72%
	子ども通園センター		6,768			47	3,826		10,641 0.14%
	民生部	0	257,915		94,498	5,140	184,716		542,268 7.32%
産業部	農務課	676	53,012	756		1,574	94,138		150,157 2.03%
	水産林務課						16,324		16,324 0.22%
	商工観光課		55,760		179,402	49	254,879		490,090 6.62%
	建設課	633	12,201	1,339			35,759		49,932 0.67%
	水道課	596	27,995	11,621		500	565,059		605,770 8.18%
	産業部計	1,906	148,968	13,716	179,402	2,123	966,159		1,312,273 17.71%
教育委員会	生涯学習課	1,107	168,696	1,661	525,740	7,938	576,999		1,282,141 17.31%
	公民館	2,315	119,432	8,546	208,670	4,362	249,410		592,735 8.00%
	博物館	559	24,449				80,796		105,804 1.43%
	図書館		33,764	0			59,973		93,737 1.27%
	教育委員会計	3,981	346,341	10,207	734,410	12,300	967,178		2,074,417 28.00%
国保病院	国保病院		19,352		357,720	5,184	464,701	18,034	864,992 11.68%
公用車		69,168		220,787					289,955 3.91%
合計		75,206	1,053,660	292,235	1,869,819	25,518	3,733,558	358,460	7,408,456 100.00%

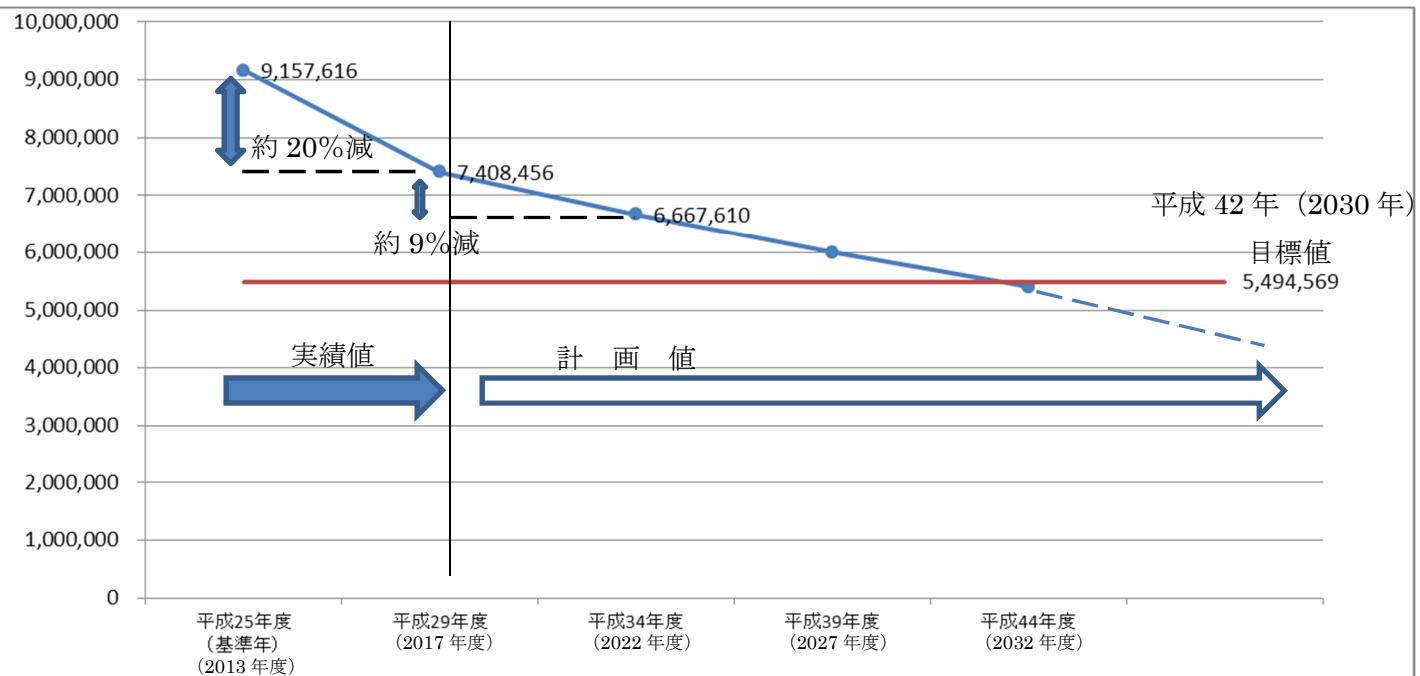
3. 削減目標

平成29年度（2017年度）を基準年として、計画期間の目標年度である平成34年度（2024年度）の二酸化炭素排出量を、9%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成29年度 (2017年度)	削減目標	目標年度排出量 平成34年度 (2022年度)
二酸化炭素(CO ₂)	7,408,456kg-CO ₂	9%	6,667,610 kg-CO ₂

※国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の事務・事業の多くが該当する「業務その他部門」は2030年度に2013年度比約40%削減が目標とされています。

斜里町の2013年度排出量は9,157,616kg-CO₂であり、2030年度に40%削減とすると5,494,569kg-CO₂となる。この数字を、中期的な目標とし、段階的に目標を設定する事とし、平成34年度（2022年度）排出量は平成29年度（2017年度）排出量を基準とし-9%とする。



第3章 具体的な取組

1. 温室効果ガス排出量の削減に直接的に効果がある取組

区分	取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前の照明の消灯の徹底。 ・執務室照明の間引き点灯。 ・使用していない部屋、エリアの消灯の徹底。 ・<u>昼休み</u>の完全消灯。 ・屋外照明の点灯時間の見直し。 ・高効率照明(LED)への切り替え。
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンのある部屋の設定温度は28℃(夏季)とする。 ・冬季の執務室の室温は19℃とする。 ・夏季はネクタイや上着等を着用せず、涼しい服装で勤務する(クールビズ)。 ・冬季は、重ね着やひざ掛け等により暖房に頼らない服装で勤務する(ウォームビズ) ・使用していない冷暖房をこまめに切る。 ・冷暖房機(空調機)の効果を上げるため、周りを整頓する。
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・退庁時におけるパソコンのコンセントオフ。 ・パソコンのモニターオフ(1分)、スタンバイモード(5分)、スリープモード化(10分) ・パソコンモニターの照度を抑える。
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫の設定温度を控えめにして、扉の開ける回数・時間を減らす。 ・マイボトルを持参するなど、電気ポット・コーヒーメーカーの使用を極力控える。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の少ないエコドライブ(※)を実践する。 ・急発進、急加速をしない。 ・アイドリングストップを徹底する。 ・公用車の更新には低燃費車やハイブリットカー車の導入を図る。 ・公用自転車を積極的に活用する。
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新規建設、改修の際には、太陽光発電やヒートポンプなど再生可能エネルギーの導入に努める。

※ エコドライブ10のすすめ参考(エコドライブ普及連絡会)

<https://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.html>

2. 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組

区分	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。 ・リサイクル用紙の購入に努める。 ・府内LANなどを活用し、印刷する数の節約に努める。 ・会議で配布する資料は極力部数を抑制し、簡略化に努める。
事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。 ・環境ラベリング(エコマーク・グリーンマーク等)対象製品の購入に努める。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、給湯室等において日常的な節水に努める。
ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の分別を徹底する。 ・物品や備品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。 ・詰め替え可能な製品など繰り返し利用可能な製品を使用し、使い捨て製品などは極力購入しない。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の緑化に努める。

3. 中長期的な検討を要する取組

現在、行政活動において温室効果ガス排出抑制のため、日常の節電、エコドライブや高効率照明への変更等を行ってきているが、一定程度の削減で頭打ちになる可能性が大きい。

二酸化炭素排出の多くは各行政施設における暖房設備に起因する排出が多いため、施設の更新のタイミングで化石燃料や電力に多く頼らないシステムの導入を検討する必要がある。

また、廃棄物処理施設からの二酸化炭素排出が多いことから、処理施設更新などの機会には、より環境への配慮をした施設更新の必要性がある。

引き続き行政活動による廃棄物減量に努めるとともに、廃棄物減量に向けた町民への啓発によって処理施設からの排出量の抑制に努める必要がある。

新しい取り組みとして、Jクレジット制度導入などを検討する必要もある。

※Jクレジット…国が認証している制度であり、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガス排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証している制度。創出されたクレジットはカーボン・オフセットなど様々な用途に活用されている。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進・点検体制

環境基本計画の推進体制を準用する。

(1) みどりの環境づくり推進本部による全庁的な調整

府内組織であるみどりの環境づくり推進本部により全庁的な推進調整を図り、計画の達成・進捗状況を定期的に確認し、年に1回の点検・評価を行う。

(2) 職員の啓発

本計画を着実に推進するには、職員一人一人の実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、みどりの環境づくり推進本部の事務局である環境課から職員に対し、地球温暖化防止に関する情報を提供し、意識の啓発を行う。

(3) 町民や事業者等との協働による推進体制

斜里町環境基本条例に基づき設置された町民、自治会、事業者、専門家、関係団体からなる「斜里町環境審議会」において、計画の達成・進捗状況を点検・評価し、町長への助言を行う。

2. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回斜里町ホームページにより公表する。

»»》資料編》》】

1. 知床を守り育てるまち宣言

知床を守り育てるまち宣言

悠久の彼方から自然は、人類を慈しみ育んできた。

しかし、地球は今、人類の諸活動に伴う自然破壊にあえぎ苦しんでいる。かけがえのない、水の惑星「地球」を守るため、世界の人々は努力をはじめている。

知床は、日本の北の小さな自然。しかし、世界に連なる貴重な原生自然の地。緑の山河、青い海、白い流氷は、群れ来る鮭たち、天空に舞うオジロワシ、威厳に満ちたヒグマなど、豊かな自然の命を支えてきた。

知床は、開拓に挑む斜里の人々を厳しくも暖かく見守ってきた。

私たちは、先人から受けついだ豊かな自然に畏敬の念をもち、自然とともに生きる道を選んだ。

今、知床は世界の自然遺産としての価値が試されている。

この人類共有の財産「知床」を、自信と誇りをもって、斜里町民総意のもと、知床憲章の精神に則り、未来永劫、大切に守り育てることを宣言する。

平成 16 年 10 月 26 日

斜 里 町・斜里町議会

2. 斜里町環境基本条例

斜里町環境基本条例

平成 14 年 12 月 30 日
条例第 36 号

前文

斜里町は、知床半島に広がる原生の自然環境に育まれながら、斜里・海別岳山麓の大地とオホーツク海の豊かな恵みを享受しつつ、先人たちのまちづくりの知恵と努力によって培われてきた。

さらに、私たちは「みどりと人間の調和を求めて」の理念を基に、自然環境を保全し、未来へと継承していくために、わが国のナショナル・トラストの先駆として「しれとこ 100 平方メートル運動」などを推進している。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求し続けてきたことにより、今日では、廃棄物の増大や水質汚濁、ダイオキシンの蓄積など様々な環境問題を引き起こし、加えて、地球の温暖化や森林消失など地球規模の環境問題にまで拡大し、私たちの生活を脅かしている。

私たちは健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、町民が誇りとする世界的環境資産を損なうことなく、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。これからは、生態系の均衡に配慮した環境の保全及び創造に取り組むとともに、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境学習をとおして、環境に配慮した行動や考え方を身につけ、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

このような認識のもとに、町民一人ひとりが、自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた住み良い郷土を守り、創るために、ここに斜里町環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境に恵まれた本町の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、並びに、町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状

態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に被害を生ずることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受するすべての町民の権利の実現を図るとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係りを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 4 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

- 第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的・社会的条件に応じた総合的な施策を計画的に推進する責務を有する。
- 2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、事務事業を実施するに当たっては、環境の保全について配慮し、自らが環境管理に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築、樹木の伐採及び水面の埋め立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。
 - 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 事業者は、環境の保全に積極的に努めるとともに、地域社会と協働して、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

- 第 6 条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 2 町民は、快適な環境の維持に積極的に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する

る施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第 7 条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が行う環境保全の施策、事業者並びに町民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 8 条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第 9 条 町は、基本理念にのっとり、次の基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壤等を良好な状態に保つこと。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、森林、農地、水辺、海洋等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等心の豊かさを感じることができる社会を実現するため、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的文化的環境資源を保存し活用するとともに、身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進すること。
- (4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。

2 町は、施策の基本理念に基づき、すべての施策を策定及び実施するに当たっては、環境への配慮を優先して行うものとする。

(環境基本計画)

第 10 条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ斜里町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策等 (環境影響評価等の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行い、又は行おうとする者が、あらかじめその事業による環境の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置
 - (2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境を保全するために必要な規制の措置
 - (3) 保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物を適正に保護するために必要な規制の措置
 - (4) 人の健康又は生活に係る環境を保全するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第13条 町長は、事業者の活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第14条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を促すため、必要かつ適正な助成又はその他の措置を講ずるものとする。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者、町民及び滞在者に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 町は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、公園、緑地その他の公共施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、人と自然との共生をめざした環境を確保するため、緑化の推進、森林の保全整備、身近な自然環境を生かした景観の保全と創造、歴史的文化的環境資源の保存と活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源リサイクルの推進)

- 第 16 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理等を行うときは、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。
- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者や町民による廃棄物の減量化、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、環境への負荷の低減に資する事業者活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑の確保と快適な生活環境の保全)

- 第 17 条 町は、潤いや安らぎのある環境の保全及び創造を図るため、緑化及び環境美化の推進、自然と調和した景観の確保等に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、農地における環境の保全及び創造を図るため、農地の荒廃防止及び有効利用を促進し、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

- 第 18 条 町は、湖沼、河川及び海域等における良好な水環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、河川の整備及び河畔林の保全等により、農地、丘陵地及び山岳地域との調和のとれた水環境の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、飲用等における安全な水の循環と確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(身近な緑や水環境との触れ合いづくり)

- 第 19 条 町は、良好な自然環境のもとで、人と自然が共生しながら身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

- 第 20 条 町は、人と自然が共生できる基盤整備を形成するとともに野生生物の多様性を損なうことなく保護管理するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

- 第 21 条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。
- 2 町は、特に児童生徒の環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の促進)

- 第 22 条 町は、事業者、町民及び滞在者又はこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、

必要な支援を行うものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 23 条 町は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境への負荷の低減となるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の参加機会の確保)

第 24 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者及び町民の参加の機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童生徒の参加の機会の確保についても配慮するものとする。

(町民等の意見の反映)

第 25 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者、町民及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 26 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究の推進)

第 27 条 町は、国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する調査並びに研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 28 条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の公共団体との協力)

第 29 条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的に必要な施策について、国及び他の公共団体と協力して推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 30 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の機関相互の連携及び施策の調整を図るものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び民間団体等と協力して連携体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 31 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第 32 条 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する町民、事業者及び民間団体等の取り組みを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地球環境の保全に資するために国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と連携して推進に努めるものとする。

(環境監査)

第 33 条 町は、自らの事業及び活動における環境への配慮の状況を点検するため、自ら環境監査を行うものとする。

2 町は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 斜里町環境審議会

(環境審議会)

第 34 条 環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、斜里町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) その他の環境に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、町長に建議することができる。

(組織等)

第 35 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する 20 人以内をもって組織する。ただし、環境に関する十分な論議がなされるよう配慮した選考を行うものとする。

(1) 町内に在住する人(公募を含む。)

(2) 専門的知識を有する人

(3) 事業者

(4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した人

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会は、原則として公開とする。

(会長及び副会長)

第 36 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 37 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第 38 条 審議会に、部会を設けることができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員が互選する。

(専門委員)

- 第 39 条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門的知識を有する人から町長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該事項の調査期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(斜里町自然保護条例の一部改正)
- 2 斜里町自然保護条例(昭和 47 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。
(斜里町公害防止条例の一部改正)
- 3 斜里町公害防止条例(昭和 48 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

3. 斜里町ポイ捨て禁止条例

斜里町ポイ捨て禁止条例

平成 21 年 3 月 19 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨てを禁止することにより、知床世界遺産の自然景観を守るとともに地域の環境美化を推進し、もって町民の生活環境の効用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (2) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入った物並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋、犬猫の糞、釣り魚と残滓及びし尿と用便紙をいう。
- (3) 町民及び滞在者等 町内に移住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(町の責務)

第 3 条 町はこの条例の目的を達成するために景観の保全と環境美化に対する意識の啓発等に必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、前項の施策を推進するため必要があるときは、関係機関と連携して行うものとする。

(町民及び滞在者等の責務)

第 4 条 町民及び滞在者は、自主的に清掃活動を行う等、景観の保全と環境美化に努めるとともに、町が実施するポイ捨て禁止に関する施策（以下「施策」という。）に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

2 事業者はポイ捨てを防止するため、これに関する従業員の意識啓発に努めなければならない。

(印刷物等の配布者の責務)

第 6 条 公共の場所に置いて印刷物などを配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等が散乱しているときは、速やかにこれを回収しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 7 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨て防止に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。する。

(ポイ捨ての禁止)

第 8 条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い犬や猫を連れている者は、公共の場所に置いて当該飼い犬や猫が糞をしたときは、その糞を回収しなければならない。

3 何人も、公共の場所に置いて喫煙する場合には、吸い殻入れが付近に設置されている場所で喫煙するか、吸い殻入れを携帯しなければならない。

(環境美化推進地区の指定)

第 9 条 町長は、ポイ捨てを禁止するため、特に必要と認められる区域を環境美化推進地区（以下「推進地区」という。）に指定することが出来る。

2 町長は、前項の規定により推進地区を指定しようとするときは、当該指定地域の関係地域住民、関係団体等の意見を聞かなければならない。

3 町長は、推進地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、推進地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(関係機関への要請)

第 10 条 町長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、ポイ捨て禁止について、必要な措置を講ずるよう要請するものとする

(指導等)

第 11 条 町長は、第 8 条 1 項から第 3 項に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することが出来る。

2 町長は、前項による勧告を受けたものが、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し勧告に従うよう命令することができる。

3 町長は、前項による勧告を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

(環境美化推進協力員)

第 12 条 町長は、環境美化推進協職員（以下「協力員」という。）を置き、景観の保全と環境美化の推進に関し必要な啓発、監視、指導その他の活動について協力を求めることができる。

2 協力員は次に掲げる者とする。

(1) 地域自治会の役員等

(2) その他町長が特に認めた者

(罰則)

第 13 条 推進地区において第 11 条第 2 項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、3 万円以下の過料に処する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

4. 環境審議会

平成 15 年 4 月から斜里町環境基本条例が施行されたことにより、それ以前の設置されていた公害対策審議会(斜里町公害防止条例)と自然保護審議会(斜里町自然保護条例)を廃止し、町長の諮問機関として新たに環境審議会を設置した。審議会には、生活環境部会と自然保護部会が設けられている。平成 21 年度に審議会人数の見直しを行い 20 名から 14 名とした。また、平成 29 年度から無作為抽出公募委員制度を導入した。

令和 4 年 12 月 現在

区分	氏名	備考
自然環境部会	山田 秋奈	環境省自然保護官
	木幡 純一郎	観光協会副会長
	尾河 文男	斜里町獵友会
	村上 ひろ美	事業者（農業）
	鈴木 謙一	専門家
	佐々木 一	無作為抽出
	土橋 広侑	無作為抽出
生活環境部会	山崎 悠紀雄	自治会連合会環境衛生部会長
	沼倉 美喜子	自治会連合会女性部会
	加藤 英樹	事業者（漁業）
	谷本 和哉	事業者（農業）
	村上 涼子	事業者（商工業）
	志田 一雄	無作為抽出
	古川 由紀子	無作為抽出

5. みどりの環境づくり推進本部

斜里町行政内部協議組織設置規定（平成4年規定第1号）第2条に基づく「みどりの環境づくり推進本部」（以下「本部」という。）の具体的運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。また、環境基本計画の推進体制として、みどりの環境づくり推進本部が位置付けられており、全序的な調整を図り、内部での点検・評価を行う。

推進本部が担任する事務は、次のとおりとする。公園、広場、街路、河岸等の緑化に関する事務、省資源、リサイクルに関する事務、廃棄物の処理及び清掃活動に関する事務、花づくり、植樹及び緑化思想の普及に関する事務、その他前各号に関連すること。

令和4年12月 現在

役職		氏名
本部長	総務部長	増田 泰
委 員	民生部長	高橋 佳宏
	産業部長	茂木 公司
	教育部長	馬場 龍哉
	企画総務課長	鹿野 能準
	財政課長	南出 康弘
	環境課長	結城 みどり
	住民生活課長	武山 和人
	農務課長	伊藤 智哉
	水産林務課長	森 高志
	商工観光課長	河井 謙
	建設課長	荒木 敏則
	水道課長	榎本 竜二
	生涯学習課長	菊池 黙
	博物館長	佐々木 剛志
	総務部参事	鳥居 康人
事務局	自然環境係長	吉田 貴裕
	生活環境係長	塩 幸也
事務局	総務部 環境課	(塩 幸也)
		村田 恭亮

6. 環境行政の変遷

- 昭和39年 1964 知床半島が22番目の国立公園に指定される
- 昭和47年 1972 斜里町自然保護条例制定
斜里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
- 昭和48年 1973 斜里町公害防止条例制定
- 昭和49年 1974 全道自然公園大会がウトロで開催される
- 昭和52年 1977 しづとこ国立公園内100平方メートル運動がスタートする
下水道施設整備事業に着手する
- 昭和55年 1980 遠音別岳が原生自然環境保全地域に指定される
斜里岳が道立自然公園に指定（15番目）される
- 昭和58年 1983 以久科一般廃棄物処理場（破碎埋立方式）が完成する
- 昭和61年 1986 国立公園内国有林抲伐問題全国的に反響呼ぶ
- 昭和62年 1987 公共下水道終末処理場供用開始する
- 昭和63年 1988 （財）自然トピアしづとこ管理財団を設立する
知床自然センターがオープンする
- 平成1年 1989 知床半島が森林生態系保護地域に指定される
- 平成6年 1994 全町的なリサイクル事業（8品目）がスタートする
- 平成8年 1996 第5回環境自治体会議が斜里町（ウトロ）で開催される
- 平成9年 1997 「100平方メートル運動の森・トラスト」を開始する
- 平成11年 1999 風力発電フィールドテスト事業（風況精査）を実施する
カムイワッカ地区自動車利用適正化対策（マイカー規制）開始
- 平成13年 2001 斜里町役場がISO14001の認証を取得する
- 平成14年 2002 斜里町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
斜里町環境基本条例制定
- 平成16年 2004 知床が世界自然遺産として推薦される
斜里町地域新エネルギービジョンを策定する
世界遺産委員会（国際自然保護連合）が登録のための現地調査を実施
- 平成17年 2005 南アフリカ共和国ダーバンで開催された第29回世界遺産会議で知床
の世界自然遺産登録が決定（国内3箇所目）
- 平成18年 2006 ごみの有料化がスタートする
ウトロ市街地を囲むシカ柵を設置する
- 平成19年 2007 羅臼岳で携帯トイレ普及事業を開始する
世界遺産地域（知床岬）で環境省がエゾシカの個体数調整を実施
- 平成20年 2008 斜里町一般廃棄物処理基本計画・斜里町一般廃棄物処理施設基本構想
を6月定例町議会で議決
- 平成21年 2009 斜里町ポイ捨て禁止条例制定
環境省が知床世界遺産センターをウトロにオープンする
- 平成22年 2010 しづとこ100平方メートル運動保全対象地全ての取得が完了する
新一般廃棄物処理施設建設工事着工
- 平成23年 2011 知床五湖フィールドハウスがオープンする
知床五湖パークサービスセンターがオープンする
知床五湖利用調整地区制度が開始される
新一般廃棄物処理施設建設工事が竣工する
- 平成24年 2012 新一般廃棄物処理施設エコクリーンセンター（愛称：みらいあーる）の
供用を開始する
環境基本計画の検討を開始する
- 平成25年 2013 知床ヒグマえさやり禁止キャンペーンがスタートする

エゾシカ有効活用推進事業を開始する
斜里町環境基本計画を策定する
平成26年 2014 知床国立公園指定50周年を迎える
有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業を開始する
知床五湖駐車場拡張工事を実施する
平成 27 年 2015 知床世界自然遺産 10 周年を迎える
知床自然センター改修工事を実施する
平成 28 年 2016 知床自然センターがリニューアルオープン
100 平方メートル運動の森・トラストの第 2 次中期計画検討開始
平成 29 年 2017 100 平方メートル運動 40 周年記念事業実施

7. 斜里町の環境データ

1) 河川水質検査結果

河川名	類型	pH	BOD mg/L	SS mg/L	D0 mg/L	大腸菌群 MPN/100mL
河川環境基準	類型 AA	6. 5 ~ 8. 5	1 以下	25 以下	7. 5 以上	50
	類型 A		2 以下			1000
	類型 B		3 以下		5 以上	5000
猿間川	B 相当	7. 4	1. 3	10. 0	10. 6	1, 300
秋の川	A 相当	7. 4	1. 7	13. 0	10. 6	2, 200
幾品川	A 相当	8. 0	1. 0	2	10. 3	1, 300
豊里川	A 相当	7. 5	1. 5	17	10. 3	2, 200
ウェンベツ川	A 相当	7. 0	0. 8	1. 0	10. 4	1, 700
奥藥別川	A 相当					
糠真布川	A 相当					
遠音別川	A 相当					
ペレケ川	A 相当	8. 0	0. 7	1	10. 2	350
岩尾別川	A 相当					
イダシュベツ川	A 相当					
ルシャ川	A 相当					

2) ダイオキシン検査結果

令和 3 年度ダイオキシン類測定結果 (ダイオキシン類対策特別措置法)

施設名	測定項目	測定結果	基準値
小動物処理 施設	排ガス	0. 0048ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	焼却灰	0. 026ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
公共下水道 終末処理場	排ガス	0. 14ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
	焼却灰	0ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

旧清掃センター	放流水	0. 00057pg-TEQ/ 1	10pg-TEQ/ 1
一般ごみ資源化施設 バイオボイラ	排ガス	0. 65ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	混合灰	0. 13ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
エコクリーンセンター（水質）	放流水	0. 00064pg-TEQ/ 1	10pg-TEQ/1
	浸出水処理施設放流槽	0. 00053pg-TEQ/ 1	10pg-TEQ/1
	資源化処理施設放流タンク	0. 00017g-TEQ/ 1	10pg-TEQ/1

※ 測定結果については、北海道に対し報告。

3) 100 平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額

100 平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額

年度	件数	寄付金額（千円）
9~29 年度計	18, 776	363, 981
30 年度	870	18, 339
令和元年度	674	16, 494
令和 2 年度	894	20, 811
令和 3 年度	867	20, 427
累積合計	22, 081	440, 507

4) 野生生物保護管理

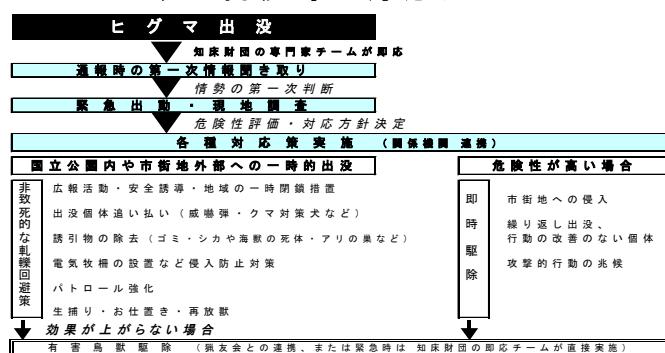
(1) 自然環境保護管理対策事業費 (千円)

業務区分	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	備 考
自然環境保護管理対策	2, 528	2, 528	2, 551	2, 574	2, 574	知床財団への業務委託分
ヒグマ管理対策	8, 455	8, 881	9, 006	8, 074	9, 079	知床財団への業務委託分(獣友会の協力あり)

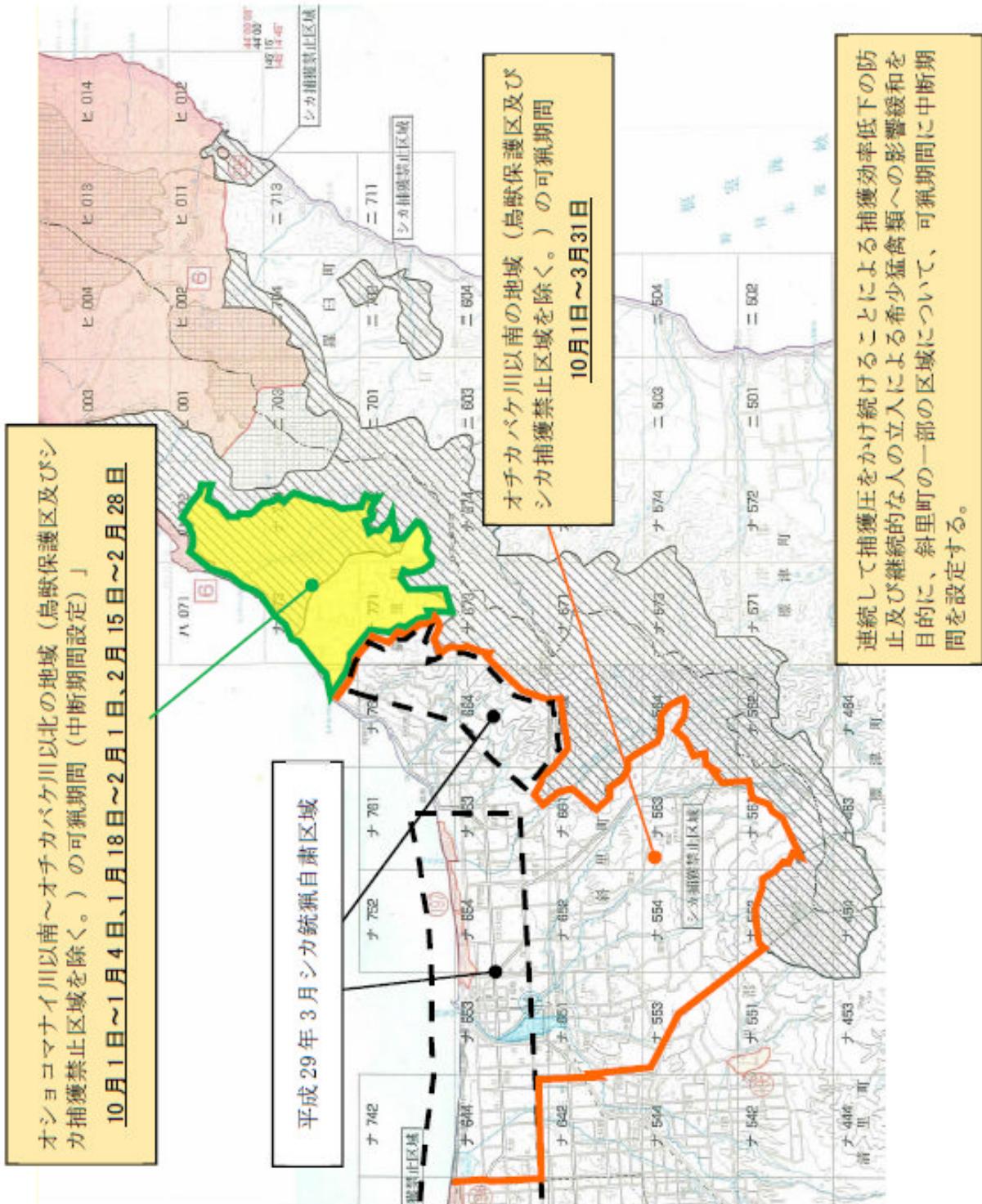
(2) ヒグマ目撃情報 (件)

区 分	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国立公園内	1, 227	1, 312	870	671	762
ウトロ地区	84	222	42	91	108
その他町内	77	83	58	63	121
合 計	1, 388	1, 617	970	825	991

ヒグマ出没時の対応フロー



5) エゾシカ可獵区域



6. 知床世界自然遺産登録

1) 登録までの道のり

- 平成5年度 斜里町環境保全課で世界遺産に関する調査を開始。
- 平成6年度 知床国立公園指定30周年を契機に、斜里・羅臼両町で世界遺産登録への取り組みを検討開始。
- 平成8年度 斜里町第4次総合計画で世界遺産登録への取り組みを行うことを明示。
釧路市で開催の「第2回東アジア国立公園自然保護地域会議」で、IUCN世界遺産委員会副委員長ビング・ルーカス氏からアドバイスを受ける。
- 平成9年度 9月 斜里町広報で、世界遺産登録推進の記事掲載。
9月 しれとこ100平方メートル運動20周年記念国際シンポジウムにIUCN世界遺産委員会副委員長ビング・ルーカス氏を招待し、知床半島を視察。
- 平成10年度 11月 両町関係者が、先進地の屋久島を視察。
3月 両町合同で、知床の世界的価値を内外にアピールするための資料集「世界の遺産 知床半島」を作成。関係者・機関へのアピールを開始。
- 平成11年度 6～7月、両町町長が、環境庁長官・林野庁長官・北海道知事らに対して知床の世界遺産登録推進を求める要望書を提出。
7～11月に斜里町内関係団体・住民への説明会を開催。
・7/8知床斜里町観光協会ウトロ部会・9/14住民説明会（斜里小）
・9/29住民説明会（ゆめホール/2回）・10/5住民説明会（ウトロ小中校）
・11/24ウトロフォーラム21勉強会
・10/14両町および北海道が共催で、世界遺産フォーラムを開催、参加者276名。
- 平成12年度 4月 斜里町議会総務常任委員会の白神山地（青森県西目屋村）視察。
5月 斜里町内経済団体代表者5名（観光協会・温泉旅館組合・ウトロ漁協・商工会・農協）が世界遺産会議への参加を兼ねて屋久島視察。
- 平成13年度 10月 斜里・羅臼両町長が環境省・林野庁へ要請活動。
- 平成14年度 9月 斜里町で開催した、しれとこ100平方メートル運動25周年記念ナショナルトラスト全国大会の分科会で、世界遺産に関する課題を提起。
- 平成15年度 4月 住民説明用資料「世界自然遺産登録に向けて」作成。
5月以降に町内の事業団体・住民への説明会開催。（7月まで13回開催）
5月26日 第4回環境省・林野庁専門家検討会で、知床・小笠原諸島・南西諸島が候補地として選考される。
6月9日 「知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議」が発足。
10月16日 環境省と林野庁が知床を次期推薦候補地として発表。
10月27日 第1回「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」開催。以後、11月5日・12月5日・15日に4回の会議を開催し、第4回会議において管理計画案を策定。
11月4日 第2回斜里町民会議を開催し、管理計画案について協議。

12月10日 第3回斜里町民会議において管理計画案を承認。

1月30日 政府がユネスコ世界遺産委員会に推薦書・管理計画等を提出。

3月27日 東京において、読売新聞社と関係機関の共同事業によって「第1回リレーフォーラム」を開催。

平成16年度

5月10日 第4回斜里町民会議開催。

7月7日 第5回知床世界自然遺産候補地地域連絡会議開催。

7月8日 世界遺産科学委員会開催。

7月13日 知床エコツーリズム推進協議会設置。

7月20日～25日 國際自然保護連合(IUCN)シェパード部長による遺産候補地域現地調査実施。

8月末 國際自然保護連合より環境省に保護管理関係の質問書が届く。

9月5日 羅臼町において、読売新聞社と関係機関の共同事業によって「第3回リレーフォーラム」を開催。

10月12日 第5回斜里町民会議開催。

11月5日 日本政府から世界自然保護連合に書簡の回答書を提出。

2月2日 國際自然保護連合より海域保護管理に関する質問書が届く。

3月25日 日本政府から世界遺産委員会に書簡の回答書を提出。

平成17年度

5月30日 國際自然保護連合(IUCN)がユネスコに知床を含む12箇所の自然遺産(複合遺産も含む)の評価結果をユネスコに提出し、知床については世界自然遺産への登録が適当と勧告したことが明らかになる。

7月10日～17日 ユネスコ世界遺産会議(南アフリカ共和国・ダーバン)が開催され7月14日18時30分(現地時間14日11時30分)知床が世界自然遺産に登録されることが決定した。7月17日付で登録。

2) 登録地域の概要

項目	内 容
登録区域等	<ul style="list-style-type: none"> ○所在地：北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町(知床半島の一部) ○面 積：71,000ha (陸域 48,500 ha 海域 22,500 ha) ○保護の担保措置： 遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域等に指定されている。
推薦省庁	環境省、林野庁及び文化庁
自然環境の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○知床は世界で最も低緯度の季節海氷域であり、海水に特徴づけられる海洋生態系と陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、海洋生態系と陸上生態系の相互関係を示している。 ○海岸から約1,600mの山頂部までの間には、人手の入っていない

	<p>い多様な植生が連続して存在しており、豊富な餌資源と多様な環境を背景として、ヒグマは世界的にも高密度で生息している。</p> <p>○知床は、北方系と南方系の両系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられるほか、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域となっている。</p>
関連事項	<p>○地域の人々の自然に対する意識は高く、「しれとこ 100 平方メートル運動」など自然環境保全に関する様々な活動が行われている。</p>

3) 世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議

(1) 設置の目的

知床を有する斜里町と羅臼町が知床の世界自然遺産を将来にわたり適正に保全管理し、より良い形で後世に引き継いでいくために、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規程に基づき設置。平成 17 年 10 月 13 日に発足。

(2) 協議会の主な事務

- ・知床憲章の推進に関すること
- ・観光客等のごみ・し尿対策に関すること
- ・海域利用に伴う海洋汚染・安全対策に関すること
- ・河川環境の保全管理に関すること
- ・野生生物の保護と適正管理に関すること
- ・地域の広告物規制等景観保持に関すること
- ・国際化に関すること
- ・環境税、利用協力金等の導入検討に関すること
- ・情報収集に関すること
- ・環境教育に関すること
- ・その他知床の保全管理に関すること

世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議会

令和 4 年 12 月 現在

役職	氏名	職名
会長	湊屋 稔	羅臼町長
副会長	馬場 隆	斜里町長
委員	北 雅裕	斜里町副町長
	川端 達也	羅臼町副町長
	岡田 秀明	斜里町教育長
	石崎 佳典	羅臼町教育長
	増田 泰	斜里町総務部長

	茂木 公司 馬場 龍哉 鹿野 能準 八幡 雅人 本見 泰敬 佐野 健二 平田 充	斜里町産業部長 斜里町教育部長 斜里町企画総務課長 羅臼町企画振興課長 羅臼町総務課長 羅臼町建設水道課長 羅臼町学務課長
事務局	結城 みどり 吉田 貴裕 寺屋 翔太 大沼 良司 田澤 道広	斜里町環境課長 斜里町環境課自然環境係長 斜里町役場環境課 羅臼町産業創生課長 〃 産業創生係
出納員	山本 千恵子	斜里町会計係長
監事	宮山 貢	斜里町代表監査委員

斜里町環境基本条例第8条では、「町民の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」及び環境基本計画「第5章 環境報告書の等の作成・公開」に基づき、本報告書は「年次報告」として作成いたしました。

項目の設定、内容等については今後も追加修正を加えながら毎年度の報告書としての内容を高めていきたいと考えておりますので、お気づきの点があれば環境課までご連絡いただきたいと思います。

斜里町環境報告2021

発行 2022年（令和4年）12月

斜里町環境課

北海道斜里郡斜里町本町12番地

Tel 0152-26-8217

E-mail sh.shizen@town.shari.hokkaido.jp

sh.kankyo@town.shari.hokkaido.jp